

年次報告書

小美玉市男女共同参画推進計画
いろとりどりパレットプラン



小美玉市

小美玉市男女共同参画推進計画「いろとりどりパレットプラン」の年次報告

（目 的）

いろとりどりパレットプランでは、小美玉市における男女共同参画施策の方向性を明らかにし推進するため、基本目標を定め各施策の展開を推し進めています。その着実な推進を図るために、各年度の実施状況を自己評価をし、次年度の事業計画に反映することにより、男女共同参画社会の実現を図る。

○第2次小美玉市男女共同参画推進計画（いろとりどりパレットプラン）の計画期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間となっており、今回は令和6年度の各取組（事業）状況と自己評価の報告となります。また、第3次小美玉市男女共同参画推進計画（いろとりどりパレットプラン）の計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間となっており、今回は令和7年度の事業予定の報告となります。

○報告書の担当課については、計画書と違う場合がありますが、この年次報告書の中では、組織機構改変や事務分掌等の見直しに対応することとし、現在の担当課が報告するとして記載されています。

実 施 状 況		割合
A：実施した（一部実施も含む）	65	92.9%
B：検討は行ったが実施には至らなかった	4	5.7%
C：検討も実施もしなかった	1	1.4%

取 組 評 価		割合
1：計画以上に達成できた	0	0.0%
2：ほぼ計画通りにできた	65	92.9%
3：計画には及ばなかった	5	7.1%

第2次小美玉市男女共同参画推進計画 目標指標達成状況

* 空欄は各年ではなく、令和6年の数値のみを入力。(第3次計画時の市民意識調査で同じ設問を設定して調査する)

	目標指標	内容	担当課	(参考) 平成20年	現況値 令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	目標値 令和6年
基本目標 1	「男女共同参画社会」という言葉の周知度	「小美玉市男女共同参画市民意識調査」において、「男女共同参画社会」の言葉について、「内容を知っている」と答えた人の割合の拡大を目指す。	市民協働課	(女性)13.7%	(女性)19.1%					21.0%	(女性)23.0%
				(男性)15.3%	(男性)18.5%					20.3%	(男性)23.0%
	性別による固定的役割分担意識を持たない市民の割合	「小美玉市男女共同参画市民意識調査」において、「男性は仕事、女性は家庭」に「反対する(どちらかといえば反対も含む)」と答えた人の割合の拡大を目指す。	市民協働課	－	(女性)64.4%					72.0%	(女性)67.0%
					(男性)53.3%					56.3%	(男性)63.0%
	男女共同参画推進事業の参加者数	男女共同参画推進事業の参加者の拡大を目指す。(レイクエコー講座・男女共同参画研修講座・男女共同参画推進フォーラム等)	市民協働課	－	(平成30年)	28	216	386	496	528	500人
	学校教育の場での男女平等の意識	「小美玉市男女共同参画市民意識調査」において、「学校教育の場」で男女の地位が「平等」になっていると答えた人の割合の拡大を目指す。	市民協働課	(女性)43.8%	(女性)55.2%					48.2%	(女性)60.0%
				(男性)56.4%	(男性)61.8%					53.0%	(男性)65.0%
	「国際交流ひろば」の参加者数	「国際交流ひろば」等の交流イベントの参加者数の拡大を目指す。	市民協働課	120人	416人	中止	中止	532	300	283	500人
基本目標 2	地域での役員選挙等で男女が不平等であると思う市民の割合	「小美玉市男女共同参画市民意識調査」において、「役員選挙や運営に男女不平等な扱いがある」と答えた人の割合減を目指す。	市民協働課	(女性)6.0%	(女性)8.5%					9.9%	(女性)6.0%
				(男性)10.1%	(男性)7.4%					14.3%	(男性)5.0%
	市の審議会委員に占める女性の割合	市の審議会委員に占める女性の割合の拡大を目指す。	市民協働課	17.7%	(平成30年) 22.3%	25.7%	26.3%	28.7%	27.6%	26.8%	35.00%
	市職員の管理職(課長級以上)に占める女性の割合	市職員の管理職(課長級以上)に占める女性の割合の拡大を目指す。	総務課	3.6%	25.2%	22.2%	22.8%	20.4%	23.1%	24.0%	30.00%
	「ワーク・ライフ・バランス」という言葉の周知度	「小美玉市男女共同参画市民意識調査」において、「ワーク・ライフ・バランス」の言葉について、「内容を知っている」と答えた人の割合の拡大を目指す。	市民協働課	(女性)15.6%	(女性)31.1%					42.6%	(女性)35.0%
				(男性)14.7%	(男性)30.1%					44.2%	(男性)35.0%
	農業委員に占める女性の人数	農業委員に占める女性の人数の拡大を目指す。	農業委員会	0人	2人	2人	2人	3人	3人	3人	3人
基本目標 3	「男女が協力し子育て・介護に取り組める支援体制」が充実していないと考えている市民の割合	「小美玉市男女共同参画市民意識調査」において、「今後重点的に進めてほしい施策」で「男女が協力し子育てや介護に取り組める支援体制を整備する」と答えた人の割合減※を目指す。 (※割合が減ると施策が推進していると考えられるため)	市民協働課	(女性)67.3%	(女性)62.2%					62.5%	(女性)58.0%
				(男性)55.6%	(男性)48.5%					48.8%	(男性)42.0%
	「生活上の困難に陥りやすい人が安心して暮らせない」と考えている市民の割合	「小美玉市男女共同参画市民意識調査」において、「今後重点的に進めてほしい施策」で「生活上の困難に陥りやすい人が安心して暮らせる環境の整備」と答えた人の割合減※を目指す。 (※割合が減ると施策が推進していると考えられるため)	市民協働課	－	(女性)43.3%					38.2%	(女性)38.0%
				－	(男性)40.4%					31.3%	(男性)35.0%
	女性のがん検診受診者の割合	生涯にわたる女性の健康づくりを推進するための施策として、女性のためのがん予防に重点を置き、女性のがん検診受診率向上を目指す。	健康増進課	－	(乳がん検診) 21.4%	8.8%	22.7%	18.2%	18.1%	18.8%	(乳がん検診) 25.0%
				－	(子宮がん検診) 17.4%	8.9%	17.7%	15.4%	13.4%	15.5%	(子宮がん検診) 20.0%
	産後の指導・ケアに満足している人の割合	育児不安や産後うつが増加する時期に、安心して育児を行うことができると感じる人の割合の増加を目指す。	健康増進課	－	89.8%	89.5%	89.5%	89.8%	89.9%	88.0%	91.5%
	DVの相談先を知らない市民の割合	「小美玉市男女共同参画市民意識調査」において、「DVの相談先を知らない」と答えた人の割合減を目指す。	市民協働課	(女性)20.9%	(女性)9.6%					12.5%	(女性)4.0%
				(男性)21.8%	(男性)11.8%					13.4%	(男性)7.0%
基本目標 4	第2次小美玉市男女共同参画推進計画の実施状況の割合	本計画の進捗管理調査における事業実施の割合増加を目指す。	市民協働課	－	(平成30年) 96.6%(※)	89.4%	90.8%	91.2%	91.3%	92.9%	100%

(※)現況値は第1次計画の進捗管理調査の実施状況による

基本目標1 わかる・認める 男女共同参画社会の実現に向けて理解を促進する

重点目標1 男女共同参画に向けた意識づくり

施策の方向性	No.	施策	施策の内容	担当課	実績状況及び担当課による自己評価		
					実施状況	取組の実績	取組評価
① 男女共同参画・人権問題に関する啓発活動の推進	1	男女共同参画・人権問題についての講演会、講習会の開催、参加促進	① 講演会(フォーラム)、講習会の開催、啓発活動 ・より多くの人が「男女共同参画とは何なのか、なぜそれが必要なのか」について正しく理解できるよう、啓発活動の内容の充実とともに、わかりやすさにも配慮します。 ・多くの市民が参加する催しや、地域のイベントなどに足を運び、啓発活動を行います。 ② 県や近隣市町村主催の講演会、講習会への参加促進 ・より多くの人が参加できるよう、県や近隣市町村主催の講演会、講習会の情報収集に努め、積極的に市民への情報提供を行います。	市民協働課	A	①男女共同参画への意識改革及び理解の促進を図るため、男女共同参画推進フォーラムを開催しました。 ・女性に対する暴力をなくす運動期間にあわせ、本庁舎にて男女共同参画推進パネル展やパープル・ライトアップを実施しました。また、地域のイベント等にて多くの方に啓発をすることができました。(市民協働課) ②県や他自治体主催の講演会等の情報を収集し、市民への参加を募り、研修会等に参加しました。(市民協働課)	2
	2	各種媒体による広報、啓発活動の推進	① 広報紙、市ホームページ、SNS等による情報発信、啓発パンフレットの配布 ・男女共同参画に関する情報を、各種媒体を用いて市民へ情報を発信します。 ・人権問題に関する啓発ポスターの掲示やパンフレットの配布、人権相談所の開設等の情報提供を行います。	市民協働課 社会福祉課	A	①広報紙やホームページにより男女共同参画に関する情報を発信し、チラシやパンフレットを窓口等において配布するなど、情報提供を行いました。(市民協働課) 人権に関するポスター、チラシを設置しました。また、人権相談所の開設状況についてホームページや広報紙によって情報発信を行いました。(社会福祉課)	2
	3	男女共同参画・人権問題についての資料収集、情報提供	① 男女共同参画社会に関する国、県、他自治体の情報や図書・視聴覚資料等の収集 ・国や県、他自治体から提供される情報や図書、事業の案内などを収集し、男女共同参画の動向を把握します。 ② 男女共同参画に関する啓発図書やDVD等の貸出、及びデータの公表 ・啓発図書やDVDの貸出業務を行います。 ・男女共同参画推進計画の進捗状況や国、県等の男女共同参画に関わる各種データを市ホームページで公表をします。	市民協働課	A	①国や県、他自治体から提供される情報や図書、事業の案内などを収集し、窓口等において配布し、情報提供を行いました。(市民協働課) ②啓発図書やDVD等貸出業務を行いました。また、男女共同参画推進計画の進捗状況を市ホームページで公表しました。(市民協働課)	2
	4	小美玉市の男女共同参画の推進	① 小美玉市男女共同参画推進委員会の活動 ・小美玉市の男女共同参画を推進するため、小美玉市男女共同参画推進委員会を継続して開催するとともに、男女共同参画に関する情報発信を行います。	市民協働課	A	①小美玉市男女共同参画推進委員会を年5回開催し、男女共同参画推進パネル展での啓発、研修等も行い講演会等の情報提供を行いました。(市民協働課)	2

② 性別による固定的役割 分担意識の解消	5	就労に関する法制度の周知	① 男女雇用機会均等法等、法制度の周知 ・働く場における男女共同参画の推進に関わる法制度(労働者としての権利の行使)を周知するため、事業者や労働者を対象とした講習会を開催します。また、法制度を周知するためのパンフレットを配布します。 ・女性活躍推進法に関するパンフレットやポスター等を庁舎内に設置、配布を行います。	商工観光課 市民協働課	A	① 法制度を周知するパンフレットを商工観光課窓口において配布しました。(商工観光課) ・女性活躍推進法に関するパンフレットやポスター等を市役所掲示場所に設置しました。(市民協働課)	2
	6	相談体制の整備	① 就労に関する相談体制の整備 ・よりきめ細やかな相談業務が行えるよう、関係機関との連携を強化します。また、相談者の利便性を考慮し、窓口の一本化を図ります。 ・母子・父子自立支援員・関係機関と共に就労に関する相談・アドバイス等支援に努めます。 ② 市民への相談窓口や相談業務についての情報提供 ・広報紙や市ホームページ等を通して、相談窓口について市民への周知活動を行います。 ・ハローワークからの情報を市役所の相談コーナーに設置し、情報提供を行います。	商工観光課 農政課 こども家庭センター 市民協働課	A	① 就労における一元的な相談をハローワークと連携して実施しました。(商工観光課) ・就農相談については、農政課において一本化し、関係機関と連携し対応した。(農政課) ・生活保護受給者等就労自立促進事業(母子支援)に基づき、ハローワーク石岡と連携し支援しました。13件 ・「出張ハローワーク！ひとり親全カサポートキャンペーン」 年1回実施 ・高等職業訓練給付金 新規受給者 2名 (こども家庭センター) ② 広報紙や市ホームページ等に相談窓口の案内を掲載し、情報提供を行いました。(市民協働課) ハローワークから提供されたチラシをを設置し、情報提供を行いました。(子ども家庭センター)	2
③ 男性の家庭や地域への 参画に向けた意識啓発	7	男性に向けた男女共同参画に対する市民の意識づくり	① 広報紙、市ホームページによる情報発信、パンフレットの配布 ・男性に向けた男女共同参画に関する情報(男性の育児休暇やワーク・ライフ・バランスなど)を、各種媒体を用いて発信します。	市民協働課	A	① 男女共同参画に関する情報を市ホームページに掲載し、情報提供を行いました。また、パンフレットやポスター等を市役所窓口を設置しました。(市民協働課)	2
			② 講習会の開催 ・グループワーク等の手法を取り入れながら、参加者の自主性を促し、地域をテーマにした講習会や講座等を行います。	市民協働課	B	② 県の出前講座を活用して実施する予定でしたが、講座の利用枠が定数に達してしまったため、実施することができませんでした。(市民協働課)	3
	8	学習機会の充実と指導者の育成	① 学習機会の提供、学習成果の活用 ・公民館等の各種講座に対する市民ニーズを把握し、学習意欲の掘り起こしや適切な学習機会の提供に努めます。また、生涯学習で得た知識や技能など学習の成果を生かせるよう支援に努めます。	生涯学習課	A	① 男女を問わず参加できるジャンルの検討をしながら市民講座を開設しました。また、一部講座を休日に開設し参加しやすさにも配慮しました。(生涯学習課)	2

重点目標2 教育・メディアを通じた意識改革、理解の促進

施策の方向性	No.	施策	施策の内容	担当課	実績状況及び担当課による自己評価		
					実施状況	取組の実績	取組評価
① 子どもの頃からの男女共同参画とキャリア形成意識の啓発	9	児童・生徒の個性や能力を重視し、可能性を広げる教育の推進	① 男女共同参画の視点に立った進路指導の実施 ・性別という枠を越えて、児童生徒の個性や能力を重視し、可能性を広げるための教育を推進します。	教育指導課	A	①児童生徒がキャリアパスポートに成長や変容について記録し、振り返りや見通しをもつことで、自分らしい生き方を実現していくキャリア教育について指導の充実を図りました。(教育指導課)	2
	10	人権教育の推進	① 幼児教育、学校教育における人権教育の推進 ・幼少期から男女共同参画や人権尊重に対する正しい認識を身につけ、それにのっとった行動が取れるよう、小・中学校、高等学校などで人権擁護委員による人権教室を開催します。 ・中学生を対象に、人権に関する作文等の募集を行い、人権に関する理解と意識の高揚を図ります。	教育指導課 社会福祉課	A	①外部講師を招き、人権に関わる教室を実施したり、人権問題啓発のための動画教材を活用した授業を実施したりしました。(教育指導課) ・市人権擁護委員により、相手への思いやりの心や生命の尊さを体得し、いじめ等の人権問題について考える活動を実施しました。(社会福祉課) 市内中学生から募集をし、市内4中学校で生徒約1,180人中、490点の応募があり、人権に関する理解と意識の高揚を図りました。(社会福祉課)	2
	11	男女平等意識に基づいた教育・学習環境の見直し	① 保育所、幼稚園、学校等における慣行の見直し ・男女混合名簿の活用、性別による色分け、グループ分け、並び方の見直し等を行います。 ・ジェンダーを無意識のうちに児童生徒に植えつけてしまわないように学習環境を見直します。	教育指導課	A	①男女混合名簿や座席の配置など、男女平等意識に基づいた教育活動を継続しています。(教育委指導課)	2
	12	保育士、教職員への学習・研修機会の充実	① 教職員人権教育研修会の開催 ・人権教育に関する効果的な指導方法や理解を深めるための研修会を開催します。	教育指導課	A	①講師を招聘して講演会を開催し、人権に関についての理解を深めました。(教育指導課)	2
	13	新しい時代に必要となる資質・能力育成	①児童生徒の資質・能力育成 ・児童生徒が学習内容を深く理解し、資質・能力を身につけ、生涯にわたってアクティブに学び続けるような授業づくりをしています。	教育指導課	A	①授業研究を実践し、「探究的な学び」となるよう授業改善を行っています。(教育指導課)	2

② 地域における教育・学習機会の充実	14	地域における男女共同参画を推進するための研修会・講習会の充実	① 自治会等や各種団体等への出前講座の推進 ・人権教育に関する講座を要望に応じて実施します。 ② 対話形式等、参加者の主体性を活かした講座の充実 ・講座の開催にあたっては、対話形式やグループワークなどを取り入れる等、参加者の主体性や積極性を活かし、講師と受講者が双方向の関係を保つことに配慮します。 ・女性の市政への参画の意識を高めるため、女性団体と市長による「女性サロン」を開催します。 ③ 講師の派遣協力及び情報収集 ・優れた知識、技能、経験等を持つ講師や人材情報を県と連携して収集し、要望に応じて講師派遣のコーディネートを行います。 ・登録制度を設けて、市民への情報提供を行います。	社会福祉課 市民協働課 生涯学習課	A	① 玉里学園義務教育学校の4年生・7年生にて対して人権擁護委員が人権教室を実施しました。 (社会福祉課) ① まちづくりの担い手の育成を目的として「まちづくり人材育成事業」を開催しました。 実施回数:4回 参加者数:8名(市民協働課) ・小美玉学校給食センターを会場に、おみたまハーモニー連絡会員と市長による「女性サロン」を開催しました。 参加者:17名 (市民協働課) ・近隣市町村から聞き取りを行うなど情報収集に努めました。(生涯学習課) 市ホームページ等を通して、市民への情報発信に努めました。(生涯学習課)	2
	15	学習環境の整備	① 研修会・講習会等に参加しやすい環境づくり ・対象に応じて参加しやすい曜日や時間帯、また託児所の開設など、より多くの市民が参加できるよう配慮します。 ・平日の参加が難しい男性や、交通手段がなく参加が難しい高齢者等を考慮し、より多くの市民が参加できるよう対象に応じて参加しやすい曜日や時間帯、開催場所を配慮します。 ・開催場所に応じて、バスを運行するなど交通手段についても配慮します。 ② 研修会・講習会に関する情報提供 ・広報紙や市ホームページ、SNS等を通して、積極的に市民への情報提供を行います。	生涯学習課 市民協働課	A	① 男女を問わず参加できるジャンルの検討をしながら市民講座を開設しました。また、一部講座を休日に開設し参加しやすさも配慮しました。(生涯学習課) ② 広報紙や市ホームページ、SNS等を通して、市民への情報発信に努めました。(市民協働課)	2
	16	広報、啓発活動の推進	① 資料、啓発パンフレットの配布 ・保護者や家族に、「家事、育児、介護は女性が担うもの」という意識を改革し、男性が家事に積極的に関わっていくことを促進するための広報活動を展開します。	生涯学習課 市民協働課	A	① 家庭教育に関する情報提供を行う「家庭教育応援ナビ」等を配布しました。また、社会教育主事による講話や保護者同士の対話を各学級で行い、より家庭教育に関する理解が深まるよう活動しました。(生涯学習課)	2

② 地域における教育・学習機会の充実	17	家庭における男女共同参画を推進する講習会の開催、参加促進	① 男性のための料理教室等の開催 ・男性も家事が担えるよう、調理など生活技術の取得について学ぶ機会を提供します。	健康増進課 生涯学習課	A	①男性のための料理教室を開催しました。 実施回数:3回 参加延人数:26人 広報誌等で周知を行ったが、定員10名のところ87%の申し込みがあり、昨年度より増加の傾向。(健康増進課)	2
					B	①検討を進めていますが、対象を男性に絞った講座の開催には至っていません。親子料理講座を開催したところ父親の参加がありました。 また高齢者大学の料理講座にも男性の参加がありました。(生涯学習課)	3
	18	家庭における男女共同参画を推進するための環境づくり	① 授業参観、懇談会等、教育現場の行事の開催日時の見直し ・平日の日中に学校行事に参加することが難しい保護者を考慮し、より多くの人が参加できるよう開催日時に配慮します。	教育指導課	A	①行事を休日に実施するなど、より多くの方々に参加いただけるような工夫をしました。(教育指導課)	2
③ 情報活用能力(メディアリテラシー)の向上	19	メディアにおける男女共同参画、人権の尊重	① 男女共同参画の視点に立った指針(ガイドライン)の導入 ・市民に広く行き渡る広報物や広告媒体に男女共同参画、人権擁護の視点を取り入れるよう、表現やデザインの見直し、企業・団体への働きかけを行います。 ② 学校教育、生涯学習の場におけるメディアリテラシー教育の拡充 ・市民一人ひとりが、メディアからの情報を主体的かつ客観的に読み解き、改善するべきものに対して積極的に声を上げられるよう、学習の場を提供します。 ③ 学校におけるICT教育の推進 ・発展を続ける情報化社会の中でも主体的に適應できるよう、学習活動の中でICT機器の活用を推進し、協働的、双方向的なより充実した授業を展開する事で、児童生徒の情報活用応力の更なる向上を図ります。 ④ 青少年のメディアリテラシーの向上 ・情報モラルを守り、インターネットを適切に利用するなど、学校教育における情報教育の充実を図ります。 ・子ども達を取り巻くインターネット上の有害情報の危険性などを知らせるため、PTAや保護者、青少年育成団体等を対象に研修会や啓発活動を行います。	教育指導課 生涯学習課	A	①学校に配布される広報物等は適切に園・校内に掲示したり、家庭に配布したりしました。(教育指導課) ②パソコンやスマートフォンに関する市民講座を開設し、メディアリテラシー教育の足掛かりとすることができました。(生涯学習課) ③ICT機器を活用した授業づくりに取り組みました。また、教職員向けの研修を行い、教育現場での生成AIの活用法について理解を深め、ICT機器の効果的な活用の推進に努めています。(教育指導課) ④スクールロイヤー、県メディア教育指導員等、外部から講師を招いた講演会を実施したり、道徳や学級活動等においてメディアとの関わり方を考える機会を設けました。(教育指導課) ④青少年育成団体の広報紙により、インターネットやSNSの利用啓発活動を実施しました。(生涯学習課)	2

重点目標3 多文化共生社会の実現への理解促進

施策の方向性	No.	施策	施策の内容	担当課	実績状況及び担当課による自己評価		
					実施状況	取組の実績	取組評価
① 国際理解の推進	20	学校教育における教育内容の充実(国際理解教育)	① 学校での国際理解教育の充実 ・次の世代を担う児童生徒が男女共同参画に関する国際的なルール・基準を身につけ、それに基づいて行動できるよう、学校教育における教育内容を充実させます。	教育指導課	A	①外国語や外国語活動の時間を中心に国際理解を図ることを意識して授業を行いました。また、すべての学校においてオンラインで外国の方と英語で会話する機会を設定しました。(教育指導課)	2
	21	多文化共生の推進	①「国際交流ひろば」等の交流イベントの開催 ・市民と市内在住の外国人がお互いの国や歴史・文化・生活習慣について対話するなど、交流する「場」を提供します。 ②ALT(外国人指導助手)の配置 ・市内小・中学校等にALTを配置し、指導担当教員とのティーム・ティーチングを効果的に行うことにより、小学校外国語活動や小・中学校英語教育の充実を図ります。 ③外国人が暮らしやすい環境づくり ・市に訪れた外国人に対して通訳ができる通訳ボランティアや外国人向けの日本語教室でボランティアをする方を育成します。	市民協働課 教育指導課	A	①「国際交流ひろば」を開催しました。 実施期間:1月18日 参加者数:283人 (市民協働課) ②ALTと指導担当教員とが連携し、言語活動を中心とした授業の充実に努めました。(教育指導課) ③県国際交流協会と連携しながら、啓発の実施を行いました。(市民協働課)	2
② 国際交流の推進	22	国際交流活動の推進	① 姉妹都市(アメリカ・アビリン市)との交流の推進 ・姉妹都市訪問団の派遣及び受入れ等、多様な価値観に接し、広い視野を持つための国際交流を推進します。 ② 国際交流関連団体への活動支援 ・国際交流関連団体の活動を支援し、体制を強化します。	市民協働課	A	①姉妹都市訪問団を派遣しました。 期間:7月28日～8月11日 派遣団員数:19人 (市民協働課) ②情報提供及び補助金を交付し、国際交流関連団体の活動を支援しました。(市民協働課)	2
	23	国際交流に関する情報提供	① 国際交流に関する情報の提供 ・より多くの市民が国際交流に参加できるよう国際交流に関する情報収集に努め、情報提供を積極的に行います。	市民協働課	A	③市ホームページ、SNS等を通して、市民への情報発信に努めました。(市民協働課)	2

基本目標2 輝く・活躍 あらゆる分野における女性の活躍を推進する

重点目標1 政策立案・方針決定への男女共同参画

施策の方向性	No.	施策	施策の内容	担当課	実績状況及び担当課による自己評価		
					実施状況	取組の実績	取組評価
① 政策立案・方針決定への男女共同参画の推進	1	政策立案・方針決定への女性の登用促進	① 審議会等への女性の登用促進 ・審議会等における女性の構成比率を、令和7年度までに35%を目指し、女性の登用率をさらに引き上げるよう、各部署に働きかけます。 ・審議会等において一方の性に偏らないよう全庁的に啓発活動を行い、男女比に大きな開きがある場合は改善を要請します。	市民協働課	A	①審議会等における女性の登用率を引き上げるよう、各部署に働きかけを行いました。 ・「女性人材リスト」の活用及び審議会等における女性の登用促進を図りました。（市民協働課）	2
	2	女性の社会参画に対する市民の意識づくり	① 広報紙、市ホームページによる情報発信、パンフレットの配布 ・女性が積極的に社会に参画できるよう、女性の社会参画の重要性について啓発活動を行います。	市民協働課	A	①広報紙や市ホームページ等による情報発信をはじめ、窓口やカウンターにパンフレット等を設置し周知を行いました。（市民協働課）	2
② 職員の職域拡大、人材育成	3	女性の管理職への登用促進	① 女性職員の管理職への登用 ・女性職員の管理職への登用を推進します。また、女性が管理職として働きやすいよう、労働環境の見直しを行います。	人事課	A	①能力、実績を基に昇任選考を行いました。 管理職への昇任者（R6.4.1現在） ・課長級7名中1名 ・課長補佐級9名中2名（人事課）	2
	4	職員の職域の拡大	① 性別による職域配置の解消 ・一方の性に偏った職員の配属が行われないよう、女性職員の職域を拡大します。また、女性がどこの部署でも働きやすいよう、労働環境の見直しを行います。	人事課	A	①各職員の適材適所を基に人事配置を行いました。人事異動希望調査を行い、性差なく配置の参考としました。（人事課）	2
② 職員の職域拡大、人材育成	5	職員の人材の育成	① 庁内外の研修への参加促進 ・地域的課題、現代的課題を把握し、社会情勢の変化に対応できるよう、庁内外の研修への参加を促進します。	人事課	A	①地域的、現代的課題を取り入れた各種研修を受講し、課題解決に向けた職員の意識の高揚につなげました。 ■庁内）全体研修 ・ハラスメント防止に関するEラーニング研修 ・クレーム対応研修（集合型研修） ■庁内）階層別研修 ・新規採用職員研修：14名 ・新規採用職員フォローアップ研修：14名 ・新任課長研修：7名 ・実践職員研修：6名 ・リーダーシップ研修：44名 ・コンプライアンス研修：24名 ・接遇研修：22名 ・債権管理研修：65名 ・女性職員キャリアアップ支援研修：23名 ■庁外）自治研修所派遣 ・ファシリテーション研修ほか7講座：65名 ■庁外）市町村アカデミー研修派遣 ・法令実務他 5回：5名 （人事課）	2

重点目標2 男性中心型社会慣行に対する意識の改革と女性の活躍

施策の方向性	No.	施策	施策の内容	担当課	実績状況及び担当課による自己評価		
					実施状況	取組の実績	取組評価
① 仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス) の推進	6	事業者に向けた啓発活動の推進	① 仕事と家庭・地域生活を両立するための企業への働きかけ ・年次有給休暇の取得促進、労働時間の短縮等、労働者が健康を維持し、仕事と家庭や地域生活とのバランスをとれるよう、事業者を対象にパンフレットの配布を行います。	商工観光課	A	①国・県・関係機関等が発行するパンフレット・リーフレットを窓口において配布しました。(商工観光課)	2
	7	働き方見直しへの取り組み	①多様な働き方の取り組み ・少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少や働く方々のニーズの多様化による問題に対応するため、就業機会の拡大や意欲・生産性を向上する環境づくりのため、パンフレット等での周知活動を行います。 ②企業の働き方改革 ・企業への働き方改革を啓発し、労働者の働く意欲を引き上げるための取り組みとして、企業訪問等でのパンフレット配布等の啓発活動を展開します。 ③女性活躍推進の情報発信 ・女性活躍推進での取り組みや連携している企業の紹介など情報を市のホームページで発信します。	商工観光課 市民協働課	A	①国・県・関係機関等が発行するパンフレット・リーフレットを窓口において配布しました。(商工観光課) ②国・県・関係機関等が発行するパンフレット・リーフレットを窓口・企業訪問にて配布しました。(商工観光課) ③女性活躍推進での取り組み状況等の情報を市ホームページで発信しました。(市民協働課)	2
② 多様な働き方への支援	8	就労に関する法制度の周知	① パートタイム労働法、改正労働者派遣法等、法制度の周知 ・多様な就労形態を労働者が選択できるよう、事業者や労働者を対象とした講習会等や法制度を周知するためのパンフレットを配布します。	商工観光課	A	①国・県・関係機関等が発行するパンフレット・リーフレットを窓口において配布しました。(商工観光課)	2
	9	職業能力の向上	① 女性を対象とした各種講習会の開催 ・就労意欲を持つ女性を対象にキャリアアップにつながる講習会(セミナー)を開催します。 ② 県や関連機関が主催する講習会の情報提供 ・県やハローワーク等が主催する講習会について、情報を収集し、市民への情報提供を積極的に行います。 ・県や関連機関との連携をとりながら、各種講習会の情報提供に努めます。	市民協働課 商工観光課	A	①市民と市内企業に勤務している方を対象に、ワーク・ライフ・バランスセミナーを開催しました。 受講者数 23名 (市民協働課) ②就労における一元的な相談をハローワークと連携して実施しました。 ・講習会や説明会等の情報について市HPにて発信しました。(商工観光課)	2

② 多様な働き方への支援	10	就労形態の多様化への対応	① 起業に向けた支援 ・起業を希望する女性を対象とした起業セミナーや講座等を行います。 ・市内で起業して活躍する女性を市のホームページや広報紙などで紹介し、また、女性の起業に向けたパンフレットなどを作成するなど、女性の起業について小美玉市独自の情報を提供します。 ② 新しい就労形態への支援策の展開 ・SOHO、コミュニティ・ビジネス等、新しい就労形態についてのセミナーや講習会等の情報提供、起業に向けた相談を行います。	商工観光課 市民協働課	A	①商工会と連携して、創業セミナーを開催しました。 ■創業セミナー 実施回数:4回 参加者数:7名 (商工観光課) ・起業創業に興味がある女性を対象としたセミナーを開催し、セミナー終了後には、個別相談会を実施しました。 ■女性のためのプチ創業セミナー 実施回数:2回 参加者数:18名 (市民協働課) ②ワンストップ支援により相談を随時受け付けています。(商工観光課)	2
	11	多様な人材の活用	①人材育成を図る企業への支援 ・市内で新規に起業し、事務所や事業所を新設・増設する方が一定の条件で市内在住者を採用する場合に支援を行います。 ②高齢者の就労支援 ・高齢者が培ってきた経験や知識技術などを地域社会で発揮して働く場のひとつであるシルバー人材センターに対して、活動援助をします。	商工観光課 介護福祉課	A	①小美玉市市民雇用奨励金による支援を行いました。 ・2事業者:8人(商工観光課) ②シルバー人材センターに対し活動援助を実施しました。高齢者の就労機会を確保でき社会参加の促進を図りました。R7.3.31現在 会員数327人 就業延べ人数 10,018人(介護福祉課)	2
③ 農業・自営業者等への意識啓発	12	経営や方針決定への参画促進	① 経営や方針決定への参画促進のための啓発 ・小規模事業者等が安定した経営が出来るよう、商工会と連携を図り融資制度等の情報を提供します。 ・農業や自営業等に従事する女性の経営や方針決定への参画機会を拡大し、女性の労働に対する理解を深めるための講習会を開催し、広報活動を展開します。 ② 農業や自営業等に従事する女性のネットワークづくり ・農業や自営業等に従事する女性同士が情報交換ができるよう、交流の場を提供するとともに、経営に関する情報提供及び相談等を行います。	商工観光課 農政課	A	①商工会と連携しパンフレット等を窓口において情報提供しました。(商工観光課) ・営農者から農業経営改善計画認定申請書が提出された際に、家族経営協定の必要性について説明を行うとともに、県の講習会等に関する情報提供を行った。(農政課) ・県や関係機関が実施している、営農に関わっている女性のネットワークづくりに関する情報提供を行った。(農政課)	2
	13	農業や自営業等に携わる女性を対象とした学習支援	① 経営に関する情報提供の発信 ・経営に対する広報活動を展開し、安定した経営が図られるよう情報発信を行います。 ・経営課題の把握や解決方法について学び、社会情勢の変化に対応できる人材の育成を目的とした講習会等の情報発信を行います。	農政課 商工観光課	C	①実績なし。(農政課) ・実績なし(商工観光課)	3

③ 農業・自営業者等への意識啓発	14	農業や自営業等に携わる女性の就労環境の改善	① 家族経営協定事業の周知徹底 ・家族経営協定の遵守を啓発するとともに、休日の意識づけや健康管理等、農業や自営業等に従事する女性の就労環境の改善に向けた広報活動を展開します。	農政課 農業委員会	A	・営農者から農業経営改善計画認定申請書が提出された際に、家族経営協定の必要性について説明を行った。（農政課） ①検討しましたが実施できませんでした。（農業委員会）	2
	15	農業委員への女性の登用	① 農業委員への女性登用の働きかけ ・農業委員に女性を登用する意義を啓発するため、各種団体に対し、講習会の開催やパンフレットの配布を行います。 ・女性の活動に対して正当な評価がなされるよう働きかけます。 ② 女性人材情報の収集と提供 ・優れた知識、技能、経験等を持つ女性の人材情報を収集し、各種団体に対して情報を提供します。	農業委員会	A	①各種団体及び、関係機関の協力を得て、令和4年度から農業委員会の女性登用1名増につながりました。（農業委員会） ②県内の女性農業委員の割合や活動情報等を女性農業委員へ配布し、更なる女性農業委員増員の啓発活動を取り組みました。（農業委員会）	2

基本目標3 安心・幸せ 生涯を通じ一人ひとりが幸せに暮らせる環境を実現する

重点目標1 安心して暮らせる環境の整備

施策の方向性	No.	施策	施策の内容	担当課	実績状況及び担当課による自己評価		
					実施状況	取組の実績	取組評価
① 子育て、介護(高齢者、障がい者等)環境の整備	1	子ども・子育て支援の充実	① 保育機能の強化、多様化 ・幼稚園での預かり保育、保育所等での延長保育、一時保育、乳児保育、病後児保育、障がい児保育等の充実を図ります。こうした保育機能の強化、多様化により、仕事と子育ての両立を支援します。 ・幼稚園が地域における子育て支援を担えるよう、保育のニーズに沿った預かり保育の充実を図ります。 ② 民間保育所の指導、育成、財政援助 ・多様な保育サービスを提供している民間保育所等への財政援助をし、保育内容の充実及び向上を図ります。 ③ 放課後児童健全育成事業の充実 ・共働き家庭の児童の放課後健全育成のため、放課後子どもプランの充実を図ります。	こども課	A	①市内幼稚園、保育園等による仕事と子育て両立を支援しました。(市内公立幼稚園2園、保育園8園、認定こども園5園) 幼稚園預かり保育・・・2園 延長保育・・・・・・・・13園 一時預かり保育・・・・10園 病後児保育・・・・・・・6園 障がい児保育・・・・・・・7園 休日保育・・・・・・・2園 など(こども課) ・市内幼稚園による預かり保育を実施することで、仕事と子育ての両立を支援しました。・・・2園 (こども課) ②保護者のニーズに合わせ、延長保育、休日保育、一時預かり保育等の各種サービスを実施することにより、保護者の多様な働き方に対応した保育を提供しました。(こども課) ③小学生児童が放課後等を安全に安心して活動できる場所を提供しました。また、子ども達が地域の人々と交流し、見守られながら安全・安心に過ごせる環境を提供しました。 〈公設民営〉・・・6施設 〈民設民営〉・・・6施設 (こども課)	2
	2	高齢者の暮らしを支えるサービスの実施	① 在宅福祉サービスの充実 ・加齢に伴い移動、軽度な身の回りの世話などに支援を要する方に対し、サービスを実施し高齢になっても安心して暮らせる環境を整備します。	介護福祉課	A	①移動・身の回りの生活支援サービス実績 ・外出支援事業1554人 ・軽度生活援助事業157人 ②安否確認を兼ねた高齢福祉サービス実績 ・緊急通報システム 175世帯 ・配食サービス 163人 ・愛の定期便(ヤクルト配付70人) 上記①の高齢者の外出支援や家庭内の軽度な作業の生活支援サービスを行いました。上記の②安否確認を兼ねたサービスを実施し、安心して暮らせる環境を整備しました。(介護福祉課)	2

① 子育て、介護(高齢者、障がい者等)環境の整備	3	障がい者の介護支援の充実	① 在宅支援サービスの充実 ・障がい者の家族や介護者の負担軽減を図り、仕事と介護の両立ができるよう在宅支援サービスの充実に努めます。	社会福祉課	A	①「小美玉市障がい者計画(第5次)・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画(R3～R5)」に基づき、障がい者が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、障がい福祉サービス、障がい児通所支援の提供をはじめ、ライフステージの課題やニーズに応じたサービス利用に向けて、計画相談支援によるケアマネジメントにより、きめ細かな支援を行いました。(社会福祉課)	2
	4	子育てや介護を支えるネットワークの整備	① 子育て中の親の交流の場・ネットワークづくり ・「子育て広場」等を開催し、通所していない子どもや保護者の交流機会や情報交換の場を提供し、子育てに対する不安の解消を図り、安心して子育てができる交流の場を提供します。 ・子育て中の親の交流の場を提供し、子育てに関する情報提供、相談、場の活性化等を行います。これにより、子育て中の親の不安を解消し、安心して子育てができる環境を整備します。	こども課 こども家庭センター	A	①毎週土曜日に子育て広場を開き、親子の交流の場を提供することができました。(こども課) 育児相談や乳幼児健診等の場において、子育てに関する情報提供や個別相談を実施した。 (実施回数、参加者数) 各種健診:33回、延775人 各種相談:34回、延698人 (こども家庭センター)	2
	5	子育て、介護を支える環境の整備に向けた事業者、労働者への働きかけ	① 茨城県結婚・子育て応援企業表彰の紹介 ・地域の結婚支援や子育て支援に積極的な取り組みを行っている企業を対象にした「茨城県結婚・子育て応援企業表彰」で入賞した企業の事例集等を関係機関へ配布及び窓口等へ設置します。	こども課		①「茨城県結婚・子育て応援企業表彰」制度は平成29年度をもって終了しています。(こども課)	
			② 介護者のリフレッシュ事業の推進 ・介護者の身体的、精神的な負担を軽減するため、介護者の交流や心身の回復を図る場を提供します。	介護福祉課	A	①家族介護者交流事業を開催しました。(社会福祉協議会委託事業) 実施 6回 延106名 (介護福祉課)	2
			③ ファミリー・フレンドリーの紹介 ・女性の活躍を推進する優れた企業への「ファミリー・フレンドリー」表彰制度の周知を図ります。	商工観光課	B	③実績なし(商工観光課)	3

② 高齢者、障がい者、 LGBT等が安心して暮らせる環境の整備	6	高齢者の自立支援に関するサービスの充実	① 高齢者の趣味や生きがいづくりの推進 ・高齢者が体力的に無理のない範囲で積極的な社会参加をすることで、交流機会が拡大し、生きがいをもって生活できるよう支援します。 ・活動場所に配慮し、高齢者が参加しやすい環境を整備します。	介護福祉課	A	①51の単位老人クラブが小美玉市老人クラブ連合会に加入し、各々の地区で社会奉仕活動(ボランティア活動)や健康増進活動(スポーツ大会参加等)に取り組み、交流を図りながら積極的な生きがいづくりの活動に取り組みました。 また、敬老会事業を実施して高齢者との交流を持つ機会をつくり生きがい支援につながりました。 高齢者が活動しやすい環境整備(地区グラウンドや公民館の整備)については、各会長・区長に一任しています。(介護福祉課)	2
	7	障がい者の自立支援に関するサービスの充実	① 福祉サービスの充実 ・障がい者が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、障がいのある男女それぞれのニーズへの対応に配慮しつつ、個々の状況に応じた相談支援を実施し、適切な福祉サービスの提供と充実に努めます。	社会福祉課	A	①「小美玉市障がい者計画(第5次)・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画(R3～R5)」に基づき、障がい者が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、障がい福祉サービス、障がい児通所支援の提供をはじめ、ライフステージの課題やニーズに応じたサービス利用に向けて、計画相談支援によるケアマネジメントにより、きめ細かな支援を行いました。(社会福祉課)	2
			② 障がい者スポーツレクリエーション教室の開催 ・レクリエーション活動を通じた障がい者の体力増強、余暇活動の質の向上、参加者同士の交流を深めるため、障がい者スポーツレクリエーション教室を開催し、社会参加の促進を支援します。		A	②「小美玉市障がい者スポーツレクリエーション教室」を開催し、障がい者等がスポーツに触れる機会を提供し、障がい者スポーツの普及を図るとともに、障がい者の体力増強・交流・余暇等の充実を図り、社会参加の促進を支援しました。(社会福祉課)	2

② 高齢者、障がい者、LGBT等が安心して暮らせる環境の整備	8	多様な福祉サービスの展開	① 相談業務の充実 ・「家庭児童相談室」に相談員を配置し、相談員と行政が密に情報を共有しながら、多様化する家庭の様々な悩み・相談に応じ問題解決へのアドバイスに努めます。また、県等の研修に積極的に参加し、相談体制の充実・相談員の資質向上に努めます。 ② 各種助成等の情報提供 ・住宅のリフォームへの助成金等、活用できる社会資源を増やすため、広報紙や市ホームページ等で情報を提供します。	こども家庭センター 社会福祉課 介護福祉課	A	こども家庭センターの設置に伴い、相談体制の強を図りました。こども家庭相談係と母子保健係との情報共有及び協働により、妊産婦から18歳のこどものいる家庭への相談及び問題解決に向けた支援を行いました。また、研修などに参加し、相談員・職員の資質向上を図りました。（こども家庭センター） ②障がい者の住宅改修や難病患者への福祉見舞金等の助成制度をはじめ、障がい者に対する福祉制度については、市ホームページへの掲載や広報紙の活用を図るとともに、「障がい福祉のしおり」の作成による情報提供を行いました。（社会福祉課） ・介護保険制度による住宅改修等のサービス利用についてホームページやパンフレットにて周知を実施しました。（介護福祉課）	2
	9	LGBT(性的マイノリティ)への支援	① LGBTに対する支援・情報提供 ・性的マイノリティへの不当な差別など当事者やその家族が抱える課題解決を図るため、性的マイノリティに関する支援方針を検討します。 ・性的マイノリティの当事者の方や家族、企業や学校等で当事者に接する方が抱えている不安や悩みなどの解消等を図るため開設された「茨城県性的マイノリティに関する相談室」など県の支援に関する情報などを提供します。	市民協働課	A	①LGBTに対する支援として、「茨城県性的マイノリティに関する相談室」に関する情報提供を市ホームページに掲載しました。（市民協働課）	2
③ 男女共同参画の視点に立った防災体制の確立	10	防災体制の強化	①防災会議等への女性の参加 ・防災会議等への女性の委員登用を推進します。	防災管理課	A	①防災会議委員に女性3名を登用しました。（防災管理課）	2
	11	自主防災の強化	①災害時、高齢者・障がい者・外国人への支援 ・災害時要支援者名簿を用いて、災害時の避難等における優先順位や支援における区別を明確化し、万一の事態に円滑な対応ができるよう備えます。 ②高齢者や外国人向けの防災パンフレットの周知 ・災害時の避難や行動など、それぞれ対象に応じたパンフレットで周知をします。	防災管理課 市民協働課	A	①避難行動要支援者の個別避難計画を作成した社会福祉課と情報を共有しました。 ハザード内にある要配慮者利用施設でヒアリングを行い災害時の避難行動・市役所への連絡体制について確認するとともに、防災訓練を実施しました。（防災管理課） ・外国人を対象にした避難訓練の実施はできませんでしたが、国や県、他自治体から提供される情報や図書、事業の案内などの情報を収集し、窓口等に配布し情報提供を行いました。（市民協働課） ②災害対策基本法の改正により警戒レベルの見直しが行われたため、ハザードマップの改定を行い、ホームページに公表するとともに市内の3施設に設置、配布をおこないました。（防災管理課） ・国や県、他自治体から提供される情報や図書、事業の案内などの情報を収集し、窓口等に配布し情報提供を行いました。（市民協働課）	2

④ 地域・社会活動への男女共同参画	12	地域活動に関する情報提供	① 広報紙、市ホームページによる情報発信 ・より多くの人が地域活動に参加するきっかけをつかめるよう各種の媒体を用いて、市民への情報発信を積極的に行います。	市民協働課	A	①市ホームページへ各行政区ごとの情報を掲載し、地域を知ってもらうための情報発信を行いました。（市民協働課）	2
	13	地域活動を担うための人材育成	① リーダー育成のための講習会の開催 ・地域的課題、現代的課題を把握し、社会情勢の変化に対応できる人材を育成する講習会を開催します。 ・社会福祉協議会へ委託し、ボランティアに関するリーダー養成やボランティア養成講座の開設等を行います。	市民協働課 社会福祉課	A	①まちづくりの担い手の育成を目的として「まちづくり人材育成事業」を開催しました。 実施回数:4回 参加者数:8名(市民協働課) ・社会福祉協議会が実施する様々な分野のボランティア養成講座やボランティアの活性化を図るコーディネート者の配置の支援を実施しました。(社会福祉課)	2
	14	地域社会における女性の人材活用	① 女性人材情報の収集・提供 ・優れた知識、技能、経験等を持つ女性の人材情報をリスト化し、情報提供をします。	市民協働課	A	①「女性人材リスト」を作成し、各部署に周知及び活用促進を図りました。(市民協働課)	2
	15	女性の社会参画に向けた市民の意識づくり	① 広報紙、市ホームページ、SNS等による情報発信、パンフレットの配布 ・女性が積極的に社会に参画できるよう、女性の社会参画の重要性について啓発活動を行います。	市民協働課	A	①各種媒体やパネル展示等による広報・啓発活動を行いました。また、市内のイベント等での啓発活動を実施しました。(市民協働課)	2

重点目標2 心と身体の保護

施策の方向性	No.	施策	施策の内容	担当課	実績状況及び担当課による自己評価		
					実施状況	取組の実績	取組評価
① 生涯を通じた健康保持の支援	16	母体保護に関する啓発	① 性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス・ライツ)についての啓発 ・母体保護と女性の人権尊重の視点から、性と生殖に関する健康と権利の重要性を認識できるよう、活動を展開します。	こども家庭センター	A	ハローベビー教室「育児編」において、夫婦での参加がしやすいよう休日開催を実施した。 実施回数:4回 参加者数:延56人 (こども家庭センター)	2
	17	性に関する学習機会の提供	① 学校教育における性教育の充実 ・発達段階に応じた男女の性の尊重、命の尊さに重点をおいた性教育の内容の充実を図ります。また、教職員の指導力向上を目的とした研修を行います。 ② 思春期の生徒を対象とした相談体制の充実 ・思春期の生徒やその保護者が、思春期の健康や心の悩みについて、気軽に相談できる窓口を積極的にPRします。また、相談員の資質向上に努めます。	教育指導課	A	①性教育講演会等を実施し、男女の性、命の尊さについて児童生徒に指導しました。また、特別活動や道徳、保健体育科等で、発達段階に応じた授業を行っています。(教育指導課) ②教育支援センター、教育指導課指導係に配置されている教育相談員が相談窓口として相談業務に当たっています。来所による相談や、電話による相談を実施しました。(教育指導課)	2

① 生涯を通じた健康保持の支援	18	母子保健事業の拡充	① 妊産婦健康診査の公費負担の拡充 ・母体や胎児の健康を確保し、妊娠・出産にかかる経済的負担の軽減を図るため、妊産婦健康診査の公費負担を拡充します。 ② 妊娠・周産期の健康づくり ・妊産婦とその配偶者を対象とした「ハローベビー教室」の開催、母子健康手帳交付時のパンフレット配布等を通して、妊娠中の健康管理や育児に関する指導を行います。 ③ 訪問指導、産後ケア事業、乳幼児健診の実施 ・生後4ヶ月までの赤ちゃんがいる家庭には、委託助産師や市の助産師、保健師が訪問し、相談に応じます。 ・訪問時の状況に応じ、育児不安軽減のため産後ケア事業に繋がります。 ・該当する家庭には健診の通知を送り、健診受診率向上を図り、乳幼児の順調な発育を促進します。	こども家庭センター	A	①妊娠中の健康管理及び赤ちゃんの順調な発育を定期的に確認するための定期健診が受診しやすくなるよう、14回分(多胎の場合は、16回分)の公費負担を実施した。(こども家庭センター) ②ハローベビー教室の実施や母子健康手帳交付時のパンフレット配布等を実施した。 ハローベビー教室:4クール(計8回)、延86人参加 母子手帳交付数:239件(こども家庭センター) ③こんにちは赤ちゃん訪問事業において、助産師または保健師による個別相談を実施した。また、乳幼児期の各種相談・健診事業を実施し、育児不安の軽減に努めた。(こども家庭センター)	2
	19	健康意識の向上、健康管理の充実	① 各種健診、健康教育・健康相談事業の充実 ・生活習慣病や女性特有の疾病、更年期障がいや骨粗しょう症等、年齢に応じた健康診査や健康相談を行います。健康に関する正しい知識を普及させ、健康管理への自覚を高められるよう支援を行います。 ② 地域・職域連携の推進 ・市民が受診しやすい環境で自身に必要な健診や健康相談などが受けやすい環境を整備していきます。 ③ こころの健康への支援 ・広報紙等による知識の普及啓発と、ホームページの「こころの体温計」の利用促進を図ります。また、ゲートキーパーの養成やこころの健康相談を充実させ、サポート体制を整えます。	健康増進課	A	ヘルスアップ教室において、「リラックスヨガ」や「代謝アップ」「女性の健康」などをテーマに、生活習慣病予防や女性特有の疾病、骨粗しょう症などに関する情報提供や健診等を行い、健康教室・健康相談を実施しました。 【教室実施回数】 24回 【参加者数】 延310人 【骨粗しょう症検診】 3回 【実施人数】 実427人(健康増進課) Web予約の継続実施や生活習慣病予防健診(特定健診含む)や各種がん検診を総合健診および住民健診として実施し、休日健診や医療機関検診を継続実施し、受診者の利便性を図りました。 ・総合・住民健診 年間 30日 (うち休日4日) ・女性のがん検診 年間 23日 (うち休日3日) (健康増進課) 「こころの健康相談」の実施や「こころの体温計」の活用を勧める内容の関連記事を広報おみたま等に掲載し、周知を図りました。 ・イベント等での啓発活動 年25回 延 49人 ・こころの健康相談 年延49人の利用がありました。 ・ゲートキーパー養成講座 年1回 20人 (健康増進k)	2

② DV防止対策の強化	20	DV、セクハラ防止のための広報・啓発活動	①広報活動の実施 ・被害者、加害者双方を視野に入れ、DVやセクハラとはどういうものなのか、被害を受けた時や被害を目撃したときにどのような行動を起こせばいいのかを周知するための広報活動を行います。 ② 市民への啓発 ・女性に対する暴力をなくす運動を推進し、DV、児童虐待などあらゆる暴力の根絶を広く呼びかけていきます。	市民協働課	A	①市役所窓口、公共施設等にDV相談カード等を設置し、DV、セクハラ防止のための広報活動に努めました。（市民協働課） ②DV、セクハラ防止のための啓発活動を行いました。また、「女性に対する暴力をなくす運動」の実施期間に合わせ、パープル・ライトアップやパネル展を行いました。（市民協働課）	2
	21	教職員の能力の向上とサポート体制	①教職員資質能力向上の研修の実施 ・小美玉市教育研究会（市内公立小中学校教職員で構成）において、デートDVや性の多様性についての研究を推進します。 ・小美玉市教育研究会の研究調査事業に要する経費について補助金を交付します。	教育指導課	A	①職員研修において動画教材等を活用し、性の多様性についての理解促進を図る研修を実施しました。また、「生命（いのち）の安全教育」のための教材及び指導の手引きの活用を各学校に促しました。（教育指導課）	2
	22	相談体制の整備	① 被害を訴える場（相談窓口）の周知活動 ・DVやセクハラ被害の相談窓口をより広く周知できるよう努めます。 ・被害者からの相談については、母子・父子自立支援員・関係機関と共に随時相談に応じ、問題解決へのアドバイスに努めます。電話対応、各支所への出張を行い、相談しやすい環境作りに努めます。 ・DVやセクハラの被害を受けたときや被害を目撃したときに被害の相談をできる相談場所について広報紙や市ホームページ等から情報提供を行います。	こども家庭センター 市民協働課	A	相談窓口の周知に積極的に取り組みました。 相談があった際には、電話相談、各支所や施設等での面談など相談しやすい環境づくりに努めました。（こども家庭センター） ・被害を訴える場（相談窓口）について、広報紙や市ホームページ等に掲載し情報提供を行いました。（市民協働課）	2
	23	DV被害者の緊急時保護と自立に向けた支援の強化	① DV被害者の緊急時保護と自立に向けた支援の強化 ・被害者からの相談については、母子・父子自立支援員・関係機関と共に随時相談に応じ、問題解決へのアドバイスに努めます。 ・被害者の安全確保と生活再建に向けて、関係機関等と連携調整しながら、必要に応じ施設入所等の保護を行います。 ② 被害者の個人情報の保護 ・被害者の安全確保のため、住民基本台帳や学齢簿等の閲覧、住民票等の交付制限等、個人情報の保護を徹底します。	こども家庭センター 市民課 教育指導課	A	①こども家庭相談員3名、母子父子自立支援員2名を配置し、相談事業を行いました。他部署、他機関と連携を取り多様化する問題への対応、被害者の安全と生活再建に向け必要に応じ施設入所等の保護を行いました。（こども家庭センター） ②被害者からの支援措置申出及び警察署の意見書等に基づき、DV等の加害者に所在を知られないようにするため、住民票、戸籍の附票の写し等の交付制限を行いました。 住民基本台帳事務における支援措置申出件数：32件（市民課） 学校における名簿や写真等、個人情報の取り扱いについて共通理解し、保護に努めています。合わせて担当課も同様に行っています。（教育指導課）	2

② DV防止対策の強化	24	DV対策に向けた庁内の連携	① 庁内DV対策連携体制の強化 ・被害者の具体的な支援策を協議、調整するため、庁内の連携体制の強化を図ります。	こども家庭センター 市民協働課	A	市民課、医療保険課、社会福祉課等と連携をとり、相談者の安全を守りながら、手続きを進めました。（こども家庭センター） ・関係部署と連携体制の強化を図り、被害者の支援に努めました。（市民協働課）	2
	25	担当職員の資質向上	① 庁内外への研修への参加促進 ・相談や緊急時の保護等、被害者の支援にあたり適切な対応が取れるよう、また、被害者に対する二次被害を防止するため各種研修会への積極的な派遣を行います。	こども家庭センター	A	女性相談員等研修会への参加 2名 ひとり親家庭の相談支援対応力強化研修 2名 茨城県・「らいず」主催による研修交流会 2名 養育費研修会 2名 （こども家庭センター）	2

基本目標4 創る・進める 推進体制を整備する

重点目標1 推進体制の整備・充実

施策の方向性	No.	施策	施策の内容	担当課	実績状況及び担当課による自己評価		
					実施状況	取組の実績	取組評価
① 計画の推進、管理体制の整備	1	推進、進行管理体制の整備	① 小美玉市男女共同参画推進委員会の開催 ・計画を着実に推進するため、委員会を継続的に開催し、検討を行います。 ② 事業実施状況の取りまとめ（毎年度） ・計画の進捗状況を把握し、広報紙や市のホームページを通して市民に情報を公開します。	市民協働課	A	①男女共同参画推進委員会を3回開催し、計画の進捗状況について報告及び検討を行いました。（市民協働課） ②計画の進捗状況の取りまとめを行い、市ホームページを通して、情報を公開しました。（市民協働課）	2
② 市民・事業者・民間団体等との協働のネットワークづくり	2	市民、事業者、民間団体等との協働	① 市民、事業者、民間団体等の自主的な取り組みへの支援 ・男女共同参画に取り組みやすい環境づくりを事業者等に働きかけるため、子育て支援に積極的に取り組む「茨城県結婚・子育て応援企業表彰」の入賞事例の紹介等、情報提供に努めます。 ・男女共同参画に関する自主的な取り組みを行う市民、事業者、民間団体と事業を協働で行い、ネットワークづくりに努めます。	こども課 市民協働課	B	①「茨城県結婚・子育て応援企業表彰」制度は平成29年度をもって終了しています。（こども課） ・事業の実施には至りませんでした。（市民協働課）	3
	3	国、県、近隣市町村との協調	① 国、県、近隣市町村の男女共同参画の施策に関する情報収集 ・国、県、近隣市町村等の男女共同参画に関する施策について情報収集を行います。	市民協働課	A	①国、県、近隣市町村等の男女共同参画の施策について情報収集に努めました。（市民協働課）	2

基本目標	重点目標	施策の方向性	No.	施策	施策の内容	主な担当課	令和7年度事業予定
I【わかる・認める】男女共同参画社会の実現に向けた市民の意識づくり	1 男女共同参画に向けた意識づくり	①男女共同参画・人権問題に関する啓発活動の推進	1	男女共同参画・人権問題についての講演会等の開催、参加促進	男女共同参画に関する意識の向上と理解を深めるため、関係団体との協働によりフォーラムを開催します。また、多くの市民が参加する催しや、地域のイベントなどを活用し、男女共同参画に関する啓発活動を行うとともに、県・近隣自治体主催の講演会・講習会に関する情報提供を行います。	市民協働課	男女共同参画に関するフォーラムを開催します。 市及び地域のイベント等に足を運び、啓発活動を行います。 県や他自治体主催の講習会等の情報を収集し、市民への情報提供を行います。
I【わかる・認める】男女共同参画社会の実現に向けた市民の意識づくり	1 男女共同参画に向けた意識づくり	①男女共同参画・人権問題に関する啓発活動の推進	1-2	男女共同参画・人権問題についての講演会等の開催、参加促進	男女共同参画に関する意識の向上と理解を深めるため、関係団体との協働によりフォーラムを開催します。また、多くの市民が参加する催しや、地域のイベントなどを活用し、男女共同参画に関する啓発活動を行うとともに、県・近隣自治体主催の講演会・講習会に関する情報提供を行います。	社会福祉課	R7.12.7に県からの委託事業で生涯学習センターコスモスにて人権講演会を開催いたします。(講演者未定)また、県・近隣自治体の講演会・講習会に関するポスター、チラシを設置します。
I【わかる・認める】男女共同参画社会の実現に向けた市民の意識づくり	1 男女共同参画に向けた意識づくり	①男女共同参画・人権問題に関する啓発活動の推進	2	男女共同参画・人権問題に関する情報発信、啓発活動の推進	男女共同参画に関する情報を、広報紙や市ホームページ、SNS等を活用し、意識啓発や情報提供を行います。	市民協働課	広報紙やホームページを活用しながら男女共同参画に関する情報を発信していきます。また、チラシやパンフレットを窓口等において配布し、情報提供を行います。
I【わかる・認める】男女共同参画社会の実現に向けた市民の意識づくり	1 男女共同参画に向けた意識づくり	①男女共同参画・人権問題に関する啓発活動の推進	2-2	男女共同参画・人権問題に関する情報発信、啓発活動の推進	人権問題に関する啓発ポスターの掲示やパンフレットの配布、人権相談所の開設等の情報提供を行います。	社会福祉課	人権に関するポスター、チラシを設置します。また、人権相談所の開設状況についてホームページや広報紙によって情報発信を行います。
I【わかる・認める】男女共同参画社会の実現に向けた市民の意識づくり	1 男女共同参画に向けた意識づくり	①男女共同参画・人権問題に関する啓発活動の推進	3	男女共同参画・人権問題についての資料収集、活用	国・県をはじめ、他自治体や関連団体の情報を収集し、収集情報の活用に努めます。	市民協働課	県や他自治体主催の講習会等の情報を収集し、市民への情報提供を行います。

基本目標	重点目標	施策の方向性	No.	施策	施策の内容	主な担当課	令和7年度事業予定
I【わかる・認める】男女共同参画社会の実現に向けた市民の意識づくり	1 男女共同参画に向けた意識づくり	①男女共同参画・人権問題に関する啓発活動の推進	3-2	男女共同参画・人権問題についての資料収集、活用	国・県をはじめ、他自治体や関連団体の情報を収集し、収集情報の活用に努めます。	社会福祉課	国や県、他自治体から提供される情報や図書、事業の案内などを収集し、窓口等において配布し、情報提供を行います。
I【わかる・認める】男女共同参画社会の実現に向けた市民の意識づくり	1 男女共同参画に向けた意識づくり	①男女共同参画・人権問題に関する啓発活動の推進	4	男女共同参画に関するデータの公表	男女共同参画推進計画の進捗状況や国・県等の男女共同参画に関する各種データを市ホームページで公表します。	市民協働課	男女共同参画推進計画の進捗状況を市ホームページで公表します。
I【わかる・認める】男女共同参画社会の実現に向けた市民の意識づくり	1 男女共同参画に向けた意識づくり	①男女共同参画・人権問題に関する啓発活動の推進	5	小美玉市男女共同参画推進委員会との連携	小美玉市男女共同参画推進委員会の活動を継続し、行政だけではなく、市民と一体となって地域に密着した啓発など、草の根レベルでのきめ細やかな事業に取り組みます。また、小美玉市男女共同参画推進委員会との連携により、啓発活動やフォーラムの開催、情報発信を行います。	市民協働課	小美玉市男女共同参画推進委員会を年3回程度開催し、啓発活動及び講演会等の情報提供を行います。
I【わかる・認める】男女共同参画社会の実現に向けた市民の意識づくり	1 男女共同参画に向けた意識づくり	②固定的性別役割分担意識の解消に向けた意識啓発	6	固定的性別役割分担意識に基づく慣行の見直し	広報紙、市ホームページによる情報発信、リーフレットの配布等により、固定的な性別役割分担意識に基づく慣行の解消に向けた啓発と情報提供を行います。	市民協働課	広報紙やホームページを活用しながら情報を発信していきます。また、チラシやパンフレットを窓口等において配布し、情報提供を行います。
I【わかる・認める】男女共同参画社会の実現に向けた市民の意識づくり	1 男女共同参画に向けた意識づくり	②固定的性別役割分担意識の解消に向けた意識啓発	7	法制度の周知	働く場における男女共同参画の推進に関わる法制度(労働者としての権利の行使)を周知するため、パンフレットを配布します。	商工観光課	パンフレット・リーフレットを活用した広報活動に努めます。
I【わかる・認める】男女共同参画社会の実現に向けた市民の意識づくり	1 男女共同参画に向けた意識づくり	②固定的性別役割分担意識の解消に向けた意識啓発	7-2	法制度の周知	女性活躍推進法に関する情報の周知に努めます。	市民協働課	女性活躍推進法に関するパンフレットやポスター等により、広報・周知に努めます。

基本目標	重点目標	施策の方向性	No.	施策	施策の内容	主な担当課	令和7年度事業予定
I【わかる・認める】男女共同参画社会の実現に向けた市民の意識づくり	1 男女共同参画に向けた意識づくり	②固定的性別役割分担意識の解消に向けた意識啓発	8	就労に関する相談体制の整備	よりきめ細やかな相談業務が行えるよう、関係機関との連携を強化します。また、相談者の利便性を考慮し、引き続き、窓口の一本化を図ります。	商工観光課	引き続きハローワークと連携し相談体制の強化に努めます。
I【わかる・認める】男女共同参画社会の実現に向けた市民の意識づくり	1 男女共同参画に向けた意識づくり	②固定的性別役割分担意識の解消に向けた意識啓発	8-2	就労に関する相談体制の整備	よりきめ細やかな相談業務が行えるよう、関係機関との連携を強化します。また、相談者の利便性を考慮し、引き続き、窓口の一本化を図ります。	農政課	就農相談については、引き続き市が窓口となりワンストップ窓口を実施するとともに、関係機関と連携した対応をすることで、就農につなげる。
I【わかる・認める】男女共同参画社会の実現に向けた市民の意識づくり	1 男女共同参画に向けた意識づくり	③男性に対する男女共同参画意識の啓発	9	男性に向けた男女共同参画意識の啓発	家庭生活等への男性の参画を促進するため広報・啓発に努めるとともに、国や県で実施する男性を対象とした講座等の情報収集及び周知を行います。	市民協働課	男女共同参画に関する情報を市ホームページに掲載し、情報提供に努めます。また、パンフレットやポスター等を市役所窓口に設置します。
I【わかる・認める】男女共同参画社会の実現に向けた市民の意識づくり	1 男女共同参画に向けた意識づくり	③男性に対する男女共同参画意識の啓発	10	男性のための料理教室等の開催	男性も家事が担えるよう、調理など生活技術の取得について学ぶ機会を提供します。	健康増進課	引き続き、男性向けの料理教室を開催し、調理技術の習得機会を提供します。 ・年3回
I【わかる・認める】男女共同参画社会の実現に向けた市民の意識づくり	2 男女共同参画の視点に立った学びの推進	①子どもの頃からの男女共同参画の意識を高める教育・学習機会の充実	11	男女共同参画の視点に立った進路指導の実施	性別という枠を越えて、児童生徒の個性や能力を重視し、可能性を広げるための教育を推進します。	教育指導課	「いばらきキャリア・パスポート」を活用し、男女が自分たちの能力を十分に発揮してより良い社会をつくっていくために必要なことについての理解を深めるための授業実践を継続します。

基本目標	重点目標	施策の方向性	No.	施策	施策の内容	主な担当課	令和7年度事業予定
I【わかる・認める】男女共同参画社会の実現に向けた市民の意識づくり	2 男女共同参画の視点に立った学びの推進	①子どもの頃からの男女共同参画の意識を高める教育・学習機会の充実	12	幼児教育、学校教育における人権教育の推進	幼少期から男女共同参画や人権尊重に対する正しい認識を身につけ、それにのっとった行動が取れるよう、小・中学校、高等学校などで人権擁護委員による人権教室を開催します。 中学生を対象に、人権に関する作文等の募集を行い、人権に関する理解と意識の高揚を図ります。	社会福祉課	引き続き、小中学生を対象とする人権教室を実施します。 引き続き、中学生を対象とする人権作文の募集を行います。
I【わかる・認める】男女共同参画社会の実現に向けた市民の意識づくり	2 男女共同参画の視点に立った学びの推進	①子どもの頃からの男女共同参画の意識を高める教育・学習機会の充実	12-2	幼児教育、学校教育における人権教育の推進	幼少期から男女共同参画や人権尊重に対する正しい認識を身につけ、それにのっとった行動が取れるよう、小・中学校、高等学校などで人権擁護委員による人権教室を開催します。 中学生を対象に、人権に関する作文等の募集を行い、人権に関する理解と意識の高揚を図ります。	教育指導課	人権に関わる教室を実施したり、人権問題啓発のための動画教材を活用した授業を実施したりします。
I【わかる・認める】男女共同参画社会の実現に向けた市民の意識づくり	2 男女共同参画の視点に立った学びの推進	①子どもの頃からの男女共同参画の意識を高める教育・学習機会の充実	13	男女平等意識に基づいた教育・学習環境の見直し	男女混合名簿の活用、性別による色分け、グループ分け、並び方の見直し等を行います。 ジェンダーを無意識のうちに児童生徒に植えつけてしまわないように学習環境を見直します。	教育指導課	無意識に性差が植え付けられないよう、園や学校の環境面について引き続き見直しを行います。
I【わかる・認める】男女共同参画社会の実現に向けた市民の意識づくり	2 男女共同参画の視点に立った学びの推進	①子どもの頃からの男女共同参画の意識を高める教育・学習機会の充実	14	保育士、教職員への学習・研修機会の充実	人権教育に関する効果的な指導方法や理解を深めるための研修会を開催します。	教育指導課	特色ある取組をしている学校の実践発表や研究協議を実施します。

基本目標	重点目標	施策の方向性	No.	施策	施策の内容	主な担当課	令和7年度事業予定
I【わかる・認める】男女共同参画社会の実現に向けた市民の意識づくり	2 男女共同参画の視点に立った学びの推進	①子どもの頃からの男女共同参画の意識を高める教育・学習機会の充実	15	児童生徒の資質・能力育成	児童生徒が学習内容を深く理解し、資質・能力を身につけ、生涯にわたってアクティブに学び続けるような授業づくりをしていきます。	教育指導課	自ら課題を見つけ、よりよい解決方法を考え、答えを探り、見いだしていく学びが実践できるよう授業改善を行っていきます。
I【わかる・認める】男女共同参画社会の実現に向けた市民の意識づくり	2 男女共同参画の視点に立った学びの推進	②男女共同参画の視点に立った生涯学習の充実	16	地域における男女共同参画を推進するための研修会・講習会の充実	行政区や各種団体等に対し、要望に応じて人権教育に関する出前講座等を実施します。	社会福祉課	市内小中学校にて人権教室を実施する予定です。
I【わかる・認める】男女共同参画社会の実現に向けた市民の意識づくり	2 男女共同参画の視点に立った学びの推進	②男女共同参画の視点に立った生涯学習の充実	16-2	地域における男女共同参画を推進するための研修会・講習会の充実	実施にあたっては、対話形式やグループワーク等の手法を取り入れ、参加者と地域のつながりと関心を深めるとともに、参加者の主体性を活かした講座の充実を図ります。	市民協働課	まちづくり人材育成事業を実施します。実施内容の見直しを図り、市民と市職員を対象とした地域に密着したフィールドワークを中心に実施する予定です。
I【わかる・認める】男女共同参画社会の実現に向けた市民の意識づくり	2 男女共同参画の視点に立った学びの推進	②男女共同参画の視点に立った生涯学習の充実	17	意見交換会の開催	市政への女性の参画意識を高めるため、女性団体と市長との情報交換や意見交換会(女性サロン)などを開催します。	市民協働課	市長との対話の機会を設けるなど、多くの女性に市政への関心を持っていただけるよう努めます。
I【わかる・認める】男女共同参画社会の実現に向けた市民の意識づくり	2 男女共同参画の視点に立った学びの推進	②男女共同参画の視点に立った生涯学習の充実	17-2	意見交換会の開催	市政への女性の参画意識を高めるため、女性団体と市長との情報交換や意見交換会(女性サロン)などを開催します。	秘書課	市長との対話の機会を設けるなど、多くの女性に市政への関心を持っていただけるよう努めます。
I【わかる・認める】男女共同参画社会の実現に向けた市民の意識づくり	2 男女共同参画の視点に立った学びの推進	②男女共同参画の視点に立った生涯学習の充実	18	生涯学習人材バンクの活用	生涯学習人材バンクの周知・利活用に努めます。	生涯学習課	人材バンクや出前講座について、広報紙やホームページ等を通して、市民への情報発信に努めます。

基本目標	重点目標	施策の方向性	No.	施策	施策の内容	主な担当課	令和7年度事業予定
I【わかる・認める】男女共同参画社会の実現に向けた市民の意識づくり	2 男女共同参画の視点に立った学びの推進	②男女共同参画の視点に立った生涯学習の充実	19	学習機会の充実と環境整備	対象に応じて参加しやすい曜日や時間帯、また託児所の開設など、より多くの市民が参加できるよう配慮します。また、平日の参加が難しい男性や、交通手段がなく参加が難しい高齢者等を考慮し、より多くの市民が参加できるよう対象に応じて参加しやすい曜日や時間帯、開催場所を配慮します。	生涯学習課	各公民館において男女を問わず参加ができるように幅広い分野の市民講座を開設できるよう、引続き推進します。また開設時間等についても平日参加が難しい方が参加しやすいように、休日の講座の開設も努めます。
I【わかる・認める】男女共同参画社会の実現に向けた市民の意識づくり	2 男女共同参画の視点に立った学びの推進	②男女共同参画の視点に立った生涯学習の充実	20	研修会・講習会に関する情報提供	広報紙や市ホームページ、SNS等を活用し、積極的に市民への情報提供を行います。	市民協働課	講師や人材情報を県と連携して収集し、講師派遣などの情報提供を行います。
I【わかる・認める】男女共同参画社会の実現に向けた市民の意識づくり	2 男女共同参画の視点に立った学びの推進	②男女共同参画の視点に立った生涯学習の充実	21	広報、啓発活動の推進	保護者や家族に、「家事、育児、介護は女性が担うもの」という意識を改革し、男性が家事に積極的に関わっていくことを促進するための広報活動を展開します。	生涯学習課	保護者自身が成長し、子育てにかかわっていくため、家庭教育学級において、チラシの配布や、社会教育主事による講話を行います。
I【わかる・認める】男女共同参画社会の実現に向けた市民の意識づくり	2 男女共同参画の視点に立った学びの推進	②男女共同参画の視点に立った生涯学習の充実	22	授業参観、懇談会等、教育現場の行事の開催日時の見直し	平日の日中に学校行事に参加することが難しい保護者を考慮し、より多くの人が参加できるよう開催日時に配慮します。	教育指導課	学校行事の実施の在り方について、柔軟な姿勢で企画検討をまいります。
I【わかる・認める】男女共同参画社会の実現に向けた市民の意識づくり	2 男女共同参画の視点に立った学びの推進	③情報活用能力(メディアリテラシー)の向上	23	男女共同参画の視点に立った指針(ガイドライン)の導入	企業や団体から学校に配布される広報物等を男女共同参画の視点で確認し、適切に掲示や家庭への配布を行います。	教育指導課	引き続き、企業や団体からの広告媒体等を男女共同参画の視点で確認し、適切に取り扱います。

基本目標	重点目標	施策の方向性	No.	施策	施策の内容	主な担当課	令和7年度事業予定
I【わかる・認める】男女共同参画社会の実現に向けた市民の意識づくり	2 男女共同参画の視点に立った学びの推進	③情報活用能力(メディアリテラシー)の向上	24	生涯学習の場におけるメディアリテラシー教育の拡充	スマートフォン講座等を通じ、市民の情報活用能力の向上に努めます。また、市民一人ひとりが、メディアからの情報を主体的かつ客観的に読み解き、改善するべきものに対して積極的に声を上げられるよう、学習の場を提供します。	生涯学習課	各公民館において、初心者向けのスマートフォン講座を開設し、基本操作が出来るようにします。
I【わかる・認める】男女共同参画社会の実現に向けた市民の意識づくり	2 男女共同参画の視点に立った学びの推進	③情報活用能力(メディアリテラシー)の向上	25	学校におけるICT教育の推進	発展を続ける情報化社会の中でも主体的に適応できるよう、学習活動の中でICT機器の活用を推進し、協働的、双方向的なより充実した授業を展開することで、児童生徒の情報活用能力の更なる向上を図ります。	教育指導課	引き続き、ICT機器を活用した学習や教職員向けの研修を推進していきます。
I【わかる・認める】男女共同参画社会の実現に向けた市民の意識づくり	2 男女共同参画の視点に立った学びの推進	③情報活用能力(メディアリテラシー)の向上	26	青少年のメディアリテラシーの向上	情報モラルを守り、インターネットを適切に利用するなど、学校教育における情報教育の充実を図ります。また、子ども達を取り巻くインターネット上の有害情報の危険性などを知らせるため、PTAや保護者、青少年育成団体等を対象に研修会や啓発活動を行います。	教育指導課	児童生徒の実態把握に努め、発達段階に応じたメディアリテラシーの向上を図るため、学校と連携した講演会の実施や研修会を実施していきます。

基本目標	重点目標	施策の方向性	No.	施策	施策の内容	主な担当課	令和7年度事業予定
I【わかる・認める】男女共同参画社会の実現に向けた市民の意識づくり	2 男女共同参画の視点に立った学びの推進	③情報活用能力(メディアリテラシー)の向上	26-2	青少年のメディアリテラシーの向上	情報モラルを守り、インターネットを適切に利用するなど、学校教育における情報教育の充実を図ります。また、子ども達を取り巻くインターネット上の有害情報の危険性などを知らせるため、PTAや保護者、青少年育成団体等を対象に研修会や啓発活動を行います。	生涯学習課	青少年育成団体を対象としたインターネットの安全利用に関する研修会の開催や、チラシ、広報紙等による啓発を行います。
I【わかる・認める】男女共同参画社会の実現に向けた市民の意識づくり	3 多様性(ダイバーシティ)を尊重したまちづくりの推進	①多様性(ダイバーシティ)に関する理解促進	27	多様性(ダイバーシティ)を認め合うまちづくりに向けた広報・啓発活動の推進	一人ひとりが尊重され、誰もが個々の能力を発揮できる地域社会の実現に向け、広報紙やホームページ、パンフレット等の多様な広報媒体を活用して、広報・啓発活動を推進するとともに、「茨城県ダイバーシティ推進センター『ぼらりす』」との連携により、各種講座やイベント等の情報発信を行います。	市民協働課	「茨城県ダイバーシティ推進センター『ぼらりす』」との連携し、各種講座やイベント等の情報発信に努めます。
I【わかる・認める】男女共同参画社会の実現に向けた市民の意識づくり	3 多様性(ダイバーシティ)を尊重したまちづくりの推進	①多様性(ダイバーシティ)に関する理解促進	28	障がい等への理解を広める広報・啓発活動の推進	障がい等への理解促進と共生社会の実現に向け、広報紙やホームページ、パンフレット等の多様な広報媒体を活用して、広報・啓発活動を推進します。	社会福祉課	障がいや障害者に対する理解を広めるため市広報紙等に記事を掲載し、ポスター掲示や各種パンフレット配布を行う。

基本目標	重点目標	施策の方向性	No.	施策	施策の内容	主な担当課	令和7年度事業予定
I【わかる・認める】男女共同参画社会の実現に向けた市民の意識づくり	3 多様性(ダイバーシティ)を尊重したまちづくりの推進	①多様性(ダイバーシティ)に関する理解促進	29	性の多様性に関する理解促進	性的マイノリティの当事者やその家族、また企業や学校等で当事者に接する方などが抱えている悩みや不安を解消するために開設された「茨城県性的マイノリティに関する相談室」などの情報提供を行います。	市民協働課	LGBTに対する支援として、「茨城県性的マイノリティに関する相談室」に関する情報提供を行います。
I【わかる・認める】男女共同参画社会の実現に向けた市民の意識づくり	3 多様性(ダイバーシティ)を尊重したまちづくりの推進	②多文化共生社会の実現への理解促進	30	学校での国際理解教育の充実	次の世代を担う児童生徒が男女共同参画に関する国際的なルール・基準を身につけ、それに基づいて行動できるよう、学校教育における教育内容を充実させます。	教育指導課	国際理解教育をととして、自国文化や異文化の理解を深める指導の充実に取り組みます。
I【わかる・認める】男女共同参画社会の実現に向けた市民の意識づくり	3 多様性(ダイバーシティ)を尊重したまちづくりの推進	②多文化共生社会の実現への理解促進	31	ALT(外国人指導助手)の配置	市内幼・小・中学校等にALTを配置し、指導担当教員とのチーム・ティーチングを効果的に行うことにより、小学校外国語活動や小・中学校英語教育の充実を図ります。	教育指導課	ALTとのさらなる連携の充実に向け、授業づくり研修等を実施します。
I【わかる・認める】男女共同参画社会の実現に向けた市民の意識づくり	3 多様性(ダイバーシティ)を尊重したまちづくりの推進	②多文化共生社会の実現への理解促進	32	外国人が暮らしやすい環境づくり	県のパンフレットやチラシ等を窓口を設置し、外国人に対し情報発信を行います。	市民協働課	県国際交流協会等各種関連団体の情報収集に努め、市内団体との連携強化を図ります。
I【わかる・認める】男女共同参画社会の実現に向けた市民の意識づくり	3 多様性(ダイバーシティ)を尊重したまちづくりの推進	②多文化共生社会の実現への理解促進	32-2	外国人が暮らしやすい環境づくり	在留外国人の各種行政手続きをスムーズに行えるよう、窓口翻訳ツールを設置します。	行革デジタル推進課	令和6年度から実証実験として一部の課に「ポケット」を導入しており、費用対効果を検証したうえで、新たなツールも視野に入れつつ導入に向けて検証を行う。また、窓口だけでなく通知の多言語化についても検討を進める。

基本目標	重点目標	施策の方向性	No.	施策	施策の内容	主な担当課	令和7年度事業予定
I【わかる・認める】男女共同参画社会の実現に向けた市民の意識づくり	3 多様性(ダイバーシティ)を尊重したまちづくりの推進	②多文化共生社会の実現への理解促進	33	異文化理解の促進	より多くの市民が国際交流イベントに参加できるよう、国際交流に関する情報収集に努め、チラシやSNS等を通して情報提供を積極的に行います。また、「国際交流ひろば」等の交流イベントを開催し、市民と外国人が互いに文化や生活習慣などを学び、交流できる場を提供します。	市民協働課	「国際交流ひろば」を開催し、市民と市内在住の外国人の交流、多文化共生の推進に取り組みます。 実施回数:1回 実施日 :11月9日予定
I【わかる・認める】男女共同参画社会の実現に向けた市民の意識づくり	3 多様性(ダイバーシティ)を尊重したまちづくりの推進	②多文化共生社会の実現への理解促進	34	姉妹都市・友好都市との交流の推進	姉妹都市・友好都市との交流を実施し、多様な価値観に接し、広い視野を持つための事業を推進します。	市民協働課	姉妹都市アビリン市訪問団の受入れを実施します。 友好都市新北市淡水区と中学生によるオンライン交流や市民による交流訪問団を実施します。
I【わかる・認める】男女共同参画社会の実現に向けた市民の意識づくり	3 多様性(ダイバーシティ)を尊重したまちづくりの推進	②多文化共生社会の実現への理解促進	35	国際交流関連団体への活動支援	国際交流関連団体の活動を支援し、体制を強化します。	市民協働課	県国際交流協会等各種関連団体の情報収集に努め、市内団体との連携強化を図ります。
II【輝く・活躍】誰もがあらゆる分野で活躍できる社会づくり	1 政策・方針決定過程への男女共同参画	①政策・方針決定の場への女性の参画促進	36	女性委員の登用推進	国の調査対象となっている審議会等における女性委員数の調査を行い、女性委員比率の把握に努めるとともに、各種審議会・委員会等における女性の参画の積極的な推進を図ります。	市民協働課	審議会等における女性の登用率を上げよう、各部署に働きかけを行います。 「女性人材リスト」の活用促進に努めます。
II【輝く・活躍】誰もがあらゆる分野で活躍できる社会づくり	1 政策・方針決定過程への男女共同参画	①政策・方針決定の場への女性の参画促進	36-2	女性委員の登用推進	社会のあらゆる分野への女性の登用を促進するため、「女性人材リスト」の充実に努め、各種審議会・委員会等の委員の人材情報として活用を呼びかけます。	関係各課	審議会等における女性の登用率を上げよう、各部署に働きかけを行います。 「女性人材リスト」の活用促進に努めます。

基本目標	重点目標	施策の方向性	No.	施策	施策の内容	主な担当課	令和7年度事業予定
Ⅱ【輝く・活躍】誰もがあらゆる分野で活躍できる社会づくり	1 政策・方針決定過程への男女共同参画	①政策・方針決定の場への女性の参画促進	37	女性の社会参画に向けた市民の意識づくり	女性の社会参画拡大を促進するため、広報紙、市ホームページによる情報発信、リーフレット等の配布を行い、広報・啓発に努めます。	市民協働課	広報紙や市ホームページ等による情報発信やパンフレット等による啓発を行います。国や県からの情報を収集し、最新の情報発信に努めます。
Ⅱ【輝く・活躍】誰もがあらゆる分野で活躍できる社会づくり	1 政策・方針決定過程への男女共同参画	②職員の職域拡大、人材育成	38	職員の職域拡大	一方の性に偏った職員の配属が行われないよう、女性職員の職域を拡大します。また、女性がどこの部署でも働きやすいよう、労働環境の見直しを行います。	人事課	一方の性に偏った配置は意図せず、職員個々の能力と適正を基に検討し配置されます。
Ⅱ【輝く・活躍】誰もがあらゆる分野で活躍できる社会づくり	1 政策・方針決定過程への男女共同参画	②職員の職域拡大、人材育成	39	職員の人材育成	地域的課題、現代的課題を把握し、社会情勢の変化に対応できるよう、庁内外の研修への参加を促進します。	人事課	引き続き、全職員を対象に、地域的、現代的課題を取り入れた研修、及び、役職、階層等に応じた研修を実施していきます。
Ⅱ【輝く・活躍】誰もがあらゆる分野で活躍できる社会づくり	2 仕事と生活の調和が図れる環境の整備	①仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進	40	事業者に向けた啓発活動の推進	年次有給休暇の取得促進、労働時間の短縮等、労働者が健康を維持し、仕事と家庭や地域生活とのバランスをとれるよう、事業者を対象にパンフレット・リーフレットやホームページを活用した広報・啓発活動を行います。	商工観光課	パンフレット・リーフレットを活用した広報活動に努めます。
Ⅱ【輝く・活躍】誰もがあらゆる分野で活躍できる社会づくり	2 仕事と生活の調和が図れる環境の整備	①仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進	41	働き方改革に向けた啓発	企業の働き方改革を促進するため、パンフレット配布等の啓発活動を展開します。	商工観光課	パンフレット・リーフレットを活用した広報活動に努めます。
Ⅱ【輝く・活躍】誰もがあらゆる分野で活躍できる社会づくり	2 仕事と生活の調和が図れる環境の整備	①仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進	42	女性活躍推進の情報発信	パンフレットやホームページ等を活用し、女性活躍推進に関する情報発信を行います。	市民協働課	市ホームページにより、女性活躍推進での取り組み状況等の情報発信に努めます。

基本目標	重点目標	施策の方向性	No.	施策	施策の内容	主な担当課	令和7年度事業予定
Ⅱ【輝く・活躍】誰もがあらゆる分野で活躍できる社会づくり	2 仕事と生活の調和が図れる環境の整備	①仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進	43	各種セミナーの開催	男女がともに、仕事と家庭・育児などの両立が実現できるよう、ワーク・ライフ・バランスや女性のキャリアアップに関するセミナー等を開催します。	市民協働課	市企業連絡協議会と連携し、企業に勤務している女性を対象に、キャリアアップにつながる講習会(セミナー)を開催します。
Ⅱ【輝く・活躍】誰もがあらゆる分野で活躍できる社会づくり	2 仕事と生活の調和が図れる環境の整備	②多様な働き方への支援	44	就労に関する法制度の周知	多様な就労形態を労働者が選択できるよう、事業者や労働者を対象とした講習会等や法制度を周知するためのパンフレットを配布します。	商工観光課	パンフレット・リーフレットを活用した広報活動に努めます。
Ⅱ【輝く・活躍】誰もがあらゆる分野で活躍できる社会づくり	2 仕事と生活の調和が図れる環境の整備	②多様な働き方への支援	45	県や関連機関が主催する講習会の情報提供	関連機関と連携をとりながら、県やハローワーク等が主催する講習会について、情報を収集し、市民への情報提供を積極的に行います。	商工観光課	県やハローワークと連携し、ホームページ等での情報提供に努めます。
Ⅱ【輝く・活躍】誰もがあらゆる分野で活躍できる社会づくり	2 仕事と生活の調和が図れる環境の整備	②多様な働き方への支援	46	女性の起業に向けた支援	女性の起業・創業を促進するため、関係機関と連携し、セミナーや講座の開催、情報提供に努めます。	商工観光課	市民協働課と連携して、起業セミナー等を開催します。
Ⅱ【輝く・活躍】誰もがあらゆる分野で活躍できる社会づくり	2 仕事と生活の調和が図れる環境の整備	②多様な働き方への支援	46-2	女性の起業に向けた支援	女性の起業・創業を促進するため、関係機関と連携し、セミナーや講座の開催、情報提供に努めます。	市民協働課	商工観光課と連携して、起業セミナー等を開催します。
Ⅱ【輝く・活躍】誰もがあらゆる分野で活躍できる社会づくり	2 仕事と生活の調和が図れる環境の整備	②多様な働き方への支援	47	新しい就労形態への支援策の展開	SOHO、コミュニティ・ビジネス等、新しい就労形態についてのセミナーや講習会等の情報提供、起業に向けた相談を行います。	商工観光課	創業支援等事業計画に基づき、創業支援ワンストップ窓口にて創業・企業を考えている市民の相談を受けます。

基本目標	重点目標	施策の方向性	No.	施策	施策の内容	主な担当課	令和7年度事業予定
Ⅱ【輝く・活躍】誰もがあらゆる分野で活躍できる社会づくり	2 仕事と生活の調和が図れる環境の整備	②多様な働き方への支援	48	人材育成を図る企業への支援	市内で新規に起業し、事務所や事業所を新設・増設する方が一定の条件で市内在住者を採用する場合に支援を行います。	商工観光課	小美玉市市民雇用奨励金による支援を行います。
Ⅱ【輝く・活躍】誰もがあらゆる分野で活躍できる社会づくり	2 仕事と生活の調和が図れる環境の整備	②多様な働き方への支援	49	高齢者の就労支援	高齢者が培ってきた経験や知識技術などを地域社会で発揮して働く場のひとつであるシルバー人材センターに対して、活動援助をします。	介護福祉課	引き続きこれまで高齢者が培ってきた、技術や経験を発揮できるシルバー人材センターに対し、活動援助をし、高齢者の社会参加の促進を図ります。
Ⅱ【輝く・活躍】誰もがあらゆる分野で活躍できる社会づくり	2 仕事と生活の調和が図れる環境の整備	②多様な働き方への支援	50	障がい者の就労環境の整備	「障害者の雇用の促進等に関する法律(障害者雇用促進法)」に基づき、本市において障がい者雇用を推進するとともに、ハローワーク等の関係機関と連携を図りながら、民間企業に対し障がい者雇用の促進について理解・協力を求めています。	社会福祉課	ハローワークや就労支援センター等と連携し、障がい者雇用の重要性について、企業や市民への理解促進を図るとともに、障がい者向けの求人情報を充実させて、障がい者が就労できるよう、就職に向けた支援を行う。また、障がいの特性に応じた就労支援を推進する。
Ⅱ【輝く・活躍】誰もがあらゆる分野で活躍できる社会づくり	2 仕事と生活の調和が図れる環境の整備	③農業・自営業者等への意識啓発	51	経営や方針決定への参画促進	小規模事業者等が安定した経営が出来るよう、商工会と連携を図り融資制度等の情報を提供します。	商工観光課	県や関係機関と連携を図りながら小規模事業者等が安定した経営が出来るよう情報提供に努めます。
Ⅱ【輝く・活躍】誰もがあらゆる分野で活躍できる社会づくり	2 仕事と生活の調和が図れる環境の整備	③農業・自営業者等への意識啓発	51-2	経営や方針決定への参画促進	農業や自営業等に従事する女性の経営や方針決定への参画機会を拡大するよう、女性の労働に対する理解を深めるための講習会等の情報提供及び相談等を行います。	農政課	県や関係機関と連携を図り、営農に関わっている女性を対象とした講習会等の開催や情報提供等に努める。

基本目標	重点目標	施策の方向性	No.	施策	施策の内容	主な担当課	令和7年度事業予定
Ⅱ【輝く・活躍】誰もがあらゆる分野で活躍できる社会づくり	2 仕事と生活の調和が図れる環境の整備	③農業・自営業者等への意識啓発	52	農業や自営業等に従事する女性のネットワークづくり	農業に従事する女性同士が情報交換をできるよう情報提供等を行うとともに、交流の場の提供に努めます。	農政課	県や関係機関と連携を図り、営農に関わっている女性のネットワークづくりや、情報提供・相談等に努める。
Ⅱ【輝く・活躍】誰もがあらゆる分野で活躍できる社会づくり	2 仕事と生活の調和が図れる環境の整備	③農業・自営業者等への意識啓発	53	農業や自営業等に携わる女性を対象とした学習支援	農業に従事する女性同士が安定した経営が図られるよう情報提供等を行うとともに、学習の場の提供に努めます。	農政課	市ホームページ等を活用し、講習会等の情報提供に努める。
Ⅱ【輝く・活躍】誰もがあらゆる分野で活躍できる社会づくり	2 仕事と生活の調和が図れる環境の整備	③農業・自営業者等への意識啓発	53-2	農業や自営業等に携わる女性を対象とした学習支援	経営課題の把握や解決方法について学び、社会情勢の変化に対応できる人材の育成を目的とした講習会等の情報発信を行います。	商工観光課	県や関係機関と連携を図りながら小規模事業者等が安定した経営が出来るよう情報提供に努めます。
Ⅱ【輝く・活躍】誰もがあらゆる分野で活躍できる社会づくり	2 仕事と生活の調和が図れる環境の整備	③農業・自営業者等への意識啓発	54	農業や自営業等に携わる女性の就労環境の改善	休日の意識づけや健康管理等、農業に従事する女性の就労環境の改善に向け、家族経営協定の遵守を啓発するとともに、情報提供等を行います。	農業委員会	県農業会議や県央農林事務所等に関連する就農関連事業等を活用し、女性の就農環境の改善を図ります。
Ⅱ【輝く・活躍】誰もがあらゆる分野で活躍できる社会づくり	2 仕事と生活の調和が図れる環境の整備	③農業・自営業者等への意識啓発	54-2	農業や自営業等に携わる女性の就労環境の改善	休日の意識づけや健康管理等、農業に従事する女性の就労環境の改善に向け、家族経営協定の遵守を啓発するとともに、情報提供等を行います。	農政課	営農者から農業経営改善計画認定申請書が提出された際に、家族経営協定の必要性について説明を行う等、周知に努める。
Ⅱ【輝く・活躍】誰もがあらゆる分野で活躍できる社会づくり	2 仕事と生活の調和が図れる環境の整備	③農業・自営業者等への意識啓発	55	農業委員への女性登用の働きかけ	農業委員に女性を登用する意義を啓発するため、各種団体に対し、講習会の開催やパンフレットの配布を行います。	農業委員会	農業委員の任期は3年のため、令和10年度改選時に向け、継続して啓発活動に努めます。

基本目標	重点目標	施策の方向性	No.	施策	施策の内容	主な担当課	令和7年度事業予定
Ⅱ【輝く・活躍】誰もがあらゆる分野で活躍できる社会づくり	2 仕事と生活の調和が図れる環境の整備	③農業・自営業者等への意識啓発	56	女性人材情報の収集と提供	優れた知識、技能、経験等を持つ女性の人材情報を収集し、各種団体に対して情報を提供します。	農業委員会	国内農業の基幹的従事者の約4割が女性であること踏まえ、いばらき農業委員会女性協議会等の関係機関と連携し、女性農業委員増員に向けたパンフレット配布等によるPR活動の強化に努めます。
Ⅱ【輝く・活躍】誰もがあらゆる分野で活躍できる社会づくり	2 仕事と生活の調和が図れる環境の整備	③農業・自営業者等への意識啓発	56-2	女性人材情報の収集と提供	優れた知識、技能、経験等を持つ女性の人材情報を収集し、各種団体に対して情報を提供します。	農政課	県や関係機関と連携を図り、営農に関わっている女性のネットワークづくりや、情報提供・相談等に努める。
Ⅱ【輝く・活躍】誰もがあらゆる分野で活躍できる社会づくり	2 仕事と生活の調和が図れる環境の整備	④安心して就労できる環境づくり	57	市民や事業者に向けたハラスメント防止の普及啓発	市のホームページやパンフレット等の広報媒体を活用し、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント等に対する意識啓発を行います。	商工観光課	市ホームページやパンフレット等を活用し、各種ハラスメントに対する意識啓発を図ります。
Ⅱ【輝く・活躍】誰もがあらゆる分野で活躍できる社会づくり	2 仕事と生活の調和が図れる環境の整備	④安心して就労できる環境づくり	57-2	市民や事業者に向けたハラスメント防止の普及啓発	市のホームページやパンフレット等の広報媒体を活用し、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント等に対する意識啓発を行います。	市民協働課	市ホームページなど各ハラスメント防止のための広報活動に努めます。
Ⅱ【輝く・活躍】誰もがあらゆる分野で活躍できる社会づくり	2 仕事と生活の調和が図れる環境の整備	④安心して就労できる環境づくり	58	ハラスメント防止対策の推進	ハラスメント防止等を図るため、職員に対し、必要な研修等の実施に努めます。	人事課	より良い職場環境の整備を目的に、ハラスメント防止に関する研修を実施します。
Ⅱ【輝く・活躍】誰もがあらゆる分野で活躍できる社会づくり	2 仕事と生活の調和が図れる環境の整備	④安心して就労できる環境づくり	59	男性の育児休業等取得の推進	男性が無理なく家事や育児等に参画していくための環境を整備していきます。	人事課	育児休業等取得の対象となる職員に対して制度について説明し、取得促進に努めます。

基本目標	重点目標	施策の方向性	No.	施策	施策の内容	主な担当課	令和7年度事業予定
Ⅲ【安心・幸せ】生涯を通じ一人ひとりが幸せに暮らせる環境づくり	1 安心して暮らせる環境の整備	①子育て世代、高齢者、障がい者等が暮らしやすい環境の整備	60	保育機能の強化、多様化	幼稚園での預かり保育、保育所等での延長保育、一時保育、乳児保育、病後児保育、障がい児保育等の充実を図ります。こうした保育機能の強化、多様化により、仕事と子育ての両立を支援します。	こども課	公立幼稚園での預かり保育、民間保育所等での延長保育、一時保育、乳児保育、病後児保育、障がい児保育、休日保育等の充実を図り、多様な保育ニーズに対応した保育の提供を実現することで仕事と子育ての両立を支援します。
Ⅲ【安心・幸せ】生涯を通じ一人ひとりが幸せに暮らせる環境づくり	1 安心して暮らせる環境の整備	①子育て世代、高齢者、障がい者等が暮らしやすい環境の整備	61	民間保育所の指導、育成、財政援助	多様な保育サービスを提供している民間保育所等への財政援助をし、保育内容の充実及び向上を図ります。	こども課	民間保育所等への財政援助を継続し、保護者のニーズに合わせた保育サービスを実施することで、多様な働き方に対応した保育を提供します。
Ⅲ【安心・幸せ】生涯を通じ一人ひとりが幸せに暮らせる環境づくり	1 安心して暮らせる環境の整備	①子育て世代、高齢者、障がい者等が暮らしやすい環境の整備	62	放課後児童健全育成事業の充実	共働き家庭の児童の放課後健全育成のため、放課後子どもプランの充実を図ります。	こども課	小学生児童が放課後や長期休業中に安全・安心に活動できる場所を提供します。また、子ども達が地域の人々と交流し見守られながら、安全・安心に過ごせる環境を提供します。
Ⅲ【安心・幸せ】生涯を通じ一人ひとりが幸せに暮らせる環境づくり	1 安心して暮らせる環境の整備	①子育て世代、高齢者、障がい者等が暮らしやすい環境の整備	63	子育て中の親の交流の場・ネットワークづくり	「子育て広場」等を開催し、通所していない子どもや保護者の交流機会や情報交換、相談の場を提供することで、子育てに対する不安の解消を図り、安心して子育てができる環境を整備します。	こども課	継続して子育て広場を開き、保護者の子育てに役立てるよう努めます。
Ⅲ【安心・幸せ】生涯を通じ一人ひとりが幸せに暮らせる環境づくり	1 安心して暮らせる環境の整備	①子育て世代、高齢者、障がい者等が暮らしやすい環境の整備	64	くるみん認定、プラチナくるみん認定制度の周知・啓発	次代を担う子どもが健やかに生まれ、育成する環境を整備する「くるみん認定」「プラチナくるみん認定」制度を地域の事業者、労働者に向けて周知・啓発します。	商工観光課	市ホームページを活用し情報提供を行います。

基本目標	重点目標	施策の方向性	No.	施策	施策の内容	主な担当課	令和7年度事業予定
Ⅲ【安心・幸せ】生涯を通じ一人ひとりが幸せに暮らせる環境づくり	1 安心して暮らせる環境の整備	①子育て世代、高齢者、障がい者等が暮らしやすい環境の整備	65	介護者支援のための取組の推進	介護をしている家族等を対象に介護技術の習得や介護者のリフレッシュを目的とした交流の場を提供します。	介護福祉課	介護者家族等に対して介護に関する講話を企画し介護者同士の交流の機会を創出します。
Ⅲ【安心・幸せ】生涯を通じ一人ひとりが幸せに暮らせる環境づくり	1 安心して暮らせる環境の整備	①子育て世代、高齢者、障がい者等が暮らしやすい環境の整備	66	高齢者の趣味や生きがいつくりの促進	高齢者の活動意欲を高め、人との交流を促進し、生きがいをもって生活していくことができるよう、老人クラブ活動の促進をはじめ、生涯学習やスポーツ活動等とも連携を図り、参加及び活動しやすくなるような取組を推進します。	介護福祉課	高齢者が安心して生きがいつくりに参加できるように、老人クラブの活動の更なる活性化に向けて各会長と連携を図ります。ニュースポーツ大会の開催
Ⅲ【安心・幸せ】生涯を通じ一人ひとりが幸せに暮らせる環境づくり	1 安心して暮らせる環境の整備	①子育て世代、高齢者、障がい者等が暮らしやすい環境の整備	67	介護予防の推進	高齢者ができないことを支援するだけでなく、高齢者が地域で自立して生活できるよう、自立支援に軸足を置いた介護予防を推進します。	介護福祉課	高齢者の保健事業と介護予防等の一体的実施を進めながら、要介護状態になることの予防、住み慣れた自宅や地域での自立した日常生活の支援に努めます。
Ⅲ【安心・幸せ】生涯を通じ一人ひとりが幸せに暮らせる環境づくり	1 安心して暮らせる環境の整備	①子育て世代、高齢者、障がい者等が暮らしやすい環境の整備	68	高齢者福祉サービスの充実	高齢者のニーズを的確に把握し、身近な支援が必要な在宅生活を送る高齢者に対して、サービスを適切に提供し、地域での暮らしやすさの向上や困りごとへの対応を支援します。	介護福祉課	地域や関係機関等と連携して高齢者の見守り強化と高齢福祉サービスの充実に努めます。また、利用者の個々の生活実態を踏まえて、適切なサービス提供に努めます。
Ⅲ【安心・幸せ】生涯を通じ一人ひとりが幸せに暮らせる環境づくり	1 安心して暮らせる環境の整備	①子育て世代、高齢者、障がい者等が暮らしやすい環境の整備	69	障がい者の介護支援の充実	障がい者の家族や介護者の負担軽減を図り、仕事と介護の両立ができるよう在宅支援サービスの充実に努めます。	社会福祉課	特定疾病療養者見舞金の支給や、在宅重度障がい者を対象に在宅福祉サービスを提供し、重度障がい者を対象に住宅設備の改修にかかる費用の助成を行う。在宅福祉サービス等の周知を図り、引き続き支援を行う。

基本目標	重点目標	施策の方向性	No.	施策	施策の内容	主な担当課	令和7年度事業予定
Ⅲ【安心・幸せ】生涯を通じ一人ひとりが幸せに暮らせる環境づくり	1 安心して暮らせる環境の整備	①子育て世代、高齢者、障がい者等が暮らしやすい環境の整備	70	障がい者の自立支援に関するサービスの充実	障がい者が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、障がいのある男女それぞれのニーズへの対応に配慮しつつ、個々の状況に応じた相談支援を実施し、適切な福祉サービスの提供と充実に努めます。	社会福祉課	基幹相談支援センターや相談支援事業所等と連携し、福祉の窓口で障がい者やその家族が気軽に相談できる体制をとり、個別のニーズに応じ利用可能な福祉サービスの情報を提供し、適切なサービスを選択できるよう支援する。
Ⅲ【安心・幸せ】生涯を通じ一人ひとりが幸せに暮らせる環境づくり	1 安心して暮らせる環境の整備	①子育て世代、高齢者、障がい者等が暮らしやすい環境の整備	71	パラスポーツレクリエーション教室の開催	レクリエーション活動を通じた障がい者の体力増強、余暇活動の質の向上、参加者同士の交流を深めるため、パラスポーツレクリエーション教室を開催し、社会参加の促進を支援します。	社会福祉課	各種障がい者団体・市内事業所等連携のもと、パラスポーツレクリエーション教室を引き続き実施する。
Ⅲ【安心・幸せ】生涯を通じ一人ひとりが幸せに暮らせる環境づくり	1 安心して暮らせる環境の整備	①子育て世代、高齢者、障がい者等が暮らしやすい環境の整備	72	相談業務の充実	子ども家庭支援員・母子父子自立支援員を配置し、相談員と行政が密に情報を共有しながら、多様化する家庭の様々な悩み・相談に応じ問題解決へのアドバイスに努めます。また、県等の研修に積極的に参加し、相談体制の充実・相談員の資質向上に努めます。	こども家庭センター	母子保健と子ども家庭相談の係がこども家庭センターとして、妊産婦から18歳のこどものいる家庭への相談及び問題解決に向けた支援を協働して行います。また、積極的に研修に参加し、職員・相談員の資質向上に努めます。

基本目標	重点目標	施策の方向性	No.	施策	施策の内容	主な担当課	令和7年度事業予定
Ⅲ【安心・幸せ】生涯を通じ一人ひとりが幸せに暮らせる環境づくり	1 安心して暮らせる環境の整備	①子育て世代、高齢者、障がい者等が暮らしやすい環境の整備	72-2	相談業務の充実	子ども家庭支援員・母子父子自立支援員を配置し、相談員と行政が密に情報を共有しながら、多様化する家庭の様々な悩み・相談に応じ問題解決へのアドバイスに努めます。また、県等の研修に積極的に参加し、相談体制の充実・相談員の資質向上に努めます。	こども課	母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭の福祉増進と子どもの健全な育成を図るために、総合的な相談窓口として、個々のひとり親家庭の状況に応じた支援と事業展開に努めます。
Ⅲ【安心・幸せ】生涯を通じ一人ひとりが幸せに暮らせる環境づくり	1 安心して暮らせる環境の整備	①子育て世代、高齢者、障がい者等が暮らしやすい環境の整備	73	各種助成等の情報提供	障がい者や高齢者を対象とした住宅のリフォームへの助成金等、活用できる社会資源を増やすため、広報紙や市ホームページ等で情報を提供します。	社会福祉課	障がい者の住宅改修や難病患者への福祉見舞金等の助成制度をはじめ、障がい者に対する福祉制度について、市ホームページに掲載し、広報紙等の活用を図る。
Ⅲ【安心・幸せ】生涯を通じ一人ひとりが幸せに暮らせる環境づくり	1 安心して暮らせる環境の整備	①子育て世代、高齢者、障がい者等が暮らしやすい環境の整備	73-2	各種助成等の情報提供	障がい者や高齢者を対象とした住宅のリフォームへの助成金等、活用できる社会資源を増やすため、広報紙や市ホームページ等で情報を提供します。	介護福祉課	引き続き、介護保険制度による住宅改修等のサービス利用についてホームページやパンフレットにて周知を図っていきます。
Ⅲ【安心・幸せ】生涯を通じ一人ひとりが幸せに暮らせる環境づくり	1 安心して暮らせる環境の整備	②地域・社会活動への男女共同参画	74	地域活動に関する情報提供	より多くの人が地域活動に参加する機会が得られるよう各種広報媒体を活用して、市民への情報発信を積極的に行います。	市民協働課	自主的に取り組みを行っている団体等の情報を収集し、ネットワークづくりに努めます。
Ⅲ【安心・幸せ】生涯を通じ一人ひとりが幸せに暮らせる環境づくり	1 安心して暮らせる環境の整備	②地域・社会活動への男女共同参画	75	地域活動を担う人材育成	地域課題を解決できる人材を育成するため、参加者が地域に対してつながりに関心を深める講座を開催します。	市民協働課	まちづくり人材育成事業を実施します。

基本目標	重点目標	施策の方向性	No.	施策	施策の内容	主な担当課	令和7年度事業予定
Ⅲ【安心・幸せ】生涯を通じ一人ひとりが幸せに暮らせる環境づくり	1 安心して暮らせる環境の整備	②地域・社会活動への男女共同参画	75-2	地域活動を担う人材育成	社会福祉協議会へ委託し、ボランティアに関するリーダー養成やボランティア養成講座の開設等を行います。	社会福祉課	社会福祉協議会ではボランティア養成講座やボランティア体験学習、福祉教育推進事業として介護教室等を行います。
Ⅲ【安心・幸せ】生涯を通じ一人ひとりが幸せに暮らせる環境づくり	1 安心して暮らせる環境の整備	②地域・社会活動への男女共同参画	76	女性の社会参画に向けた市民の意識づくり	女性の社会参画拡大を促進するため、広報・啓発に努めます。	市民協働課	各種媒体による広報・啓発活動を行います。また、市内のイベント等での啓発も行っています。
Ⅲ【安心・幸せ】生涯を通じ一人ひとりが幸せに暮らせる環境づくり	1 安心して暮らせる環境の整備	③男女共同参画の視点に立った生活上の困難に対する支援	77	貧困等の問題を抱える家庭や子ども等への支援	就労準備支援事業や家計改善支援事業・生活困窮世帯の子どもに対する学習支援事業等、貧困世帯の実情にあった支援を実施します。	社会福祉課	・就労準備支援事業 ・家計改善支援事業 ・生活困窮世帯の子どもに対する学習支援事業
Ⅲ【安心・幸せ】生涯を通じ一人ひとりが幸せに暮らせる環境づくり	1 安心して暮らせる環境の整備	③男女共同参画の視点に立った生活上の困難に対する支援	78	相談体制の整備	母子・父子自立支援員・関係機関とともに就労に関する相談・アドバイス等支援に努めます。	こども課	母子父子自立支援員が電話及び来所相談、ケース会議参加就労後のフォローアップを行い、ひとり親家庭の生活向上と自立に向けて支援します。
Ⅲ【安心・幸せ】生涯を通じ一人ひとりが幸せに暮らせる環境づくり	1 安心して暮らせる環境の整備	③男女共同参画の視点に立った生活上の困難に対する支援	79	就労に関する出張相談窓口の設置	ハローワークのチラシを児童扶養手当現況届の案内に同封し、受付期間中に市役所にてハローワークの出張相談窓口を設置します。	こども課	ハローワークと連携し、ハローワーク出張相談窓口を設置してひとり親家庭の自立に向けて支援します。
Ⅲ【安心・幸せ】生涯を通じ一人ひとりが幸せに暮らせる環境づくり	1 安心して暮らせる環境の整備	③男女共同参画の視点に立った生活上の困難に対する支援	80	困難な問題を抱える女性への支援	県や民間団体との連携・協働により、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（女性支援新法）」に規定される支援調整会議の設置や相談支援体制の強化等に向けた検討を行います。	こども家庭センター	県支援調整会議や対策協議会に出席しながら、窓口対応、移送及び自立支援等における関係機関との連携強化に努めます。

基本目標	重点目標	施策の方向性	No.	施策	施策の内容	主な担当課	令和7年度事業予定
Ⅲ【安心・幸せ】生涯を通じ一人ひとりが幸せに暮らせる環境づくり	2 生涯を通じた健康づくりへの支援	①ライフステージに応じた健康づくりの推進	81	性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)についての啓発	母体保護と女性の人権尊重の視点から、性と生殖に関する健康と権利の重要性を認識できるよう、活動を展開します。	こども家庭センター	引き続き、母性保護に関する啓発について、ハローベビー教室での助産師等による指導を実施します。
Ⅲ【安心・幸せ】生涯を通じ一人ひとりが幸せに暮らせる環境づくり	2 生涯を通じた健康づくりへの支援	①ライフステージに応じた健康づくりの推進	82	学校教育における性教育の充実	発達段階に応じた男女の性の尊重、命の尊さに重点をおいた性教育の内容の充実を図ります。また、教職員の指導力向上を目的とした研修を行います。	教育指導課	性教育に関わる講演会等を今後も実施します。道徳や保健体育科等の授業をとおして、引き続き男女の性、命の尊さについて取り上げ、児童生徒に指導していきます。
Ⅲ【安心・幸せ】生涯を通じ一人ひとりが幸せに暮らせる環境づくり	2 生涯を通じた健康づくりへの支援	①ライフステージに応じた健康づくりの推進	83	思春期の生徒を対象とした相談体制の充実	思春期の生徒やその保護者が、思春期の健康や心の悩みについて、気軽に相談できる窓口を積極的にPRします。また、相談員の資質向上に努めます。	教育指導課	気軽に相談できる相談窓口となるように、積極的な周知に努めるとともに、相談員の資質向上に向け、研修を継続します。
Ⅲ【安心・幸せ】生涯を通じ一人ひとりが幸せに暮らせる環境づくり	2 生涯を通じた健康づくりへの支援	①ライフステージに応じた健康づくりの推進	84	各種健診、健康教育・健康相談事業の充実	生活習慣病や女性特有の疾病、更年期障がいや骨粗しょう症等、年齢に応じた健康診査や健康相談を行います。健康に関する正しい知識を普及させ、健康管理への自覚を高められるよう支援を行います。	健康増進課	引き続き、ヘルスアップ教室において、女性の健康などをテーマに、生活習慣病や骨粗鬆症、女性特有の疾病などについて、正しい知識の普及を図るための健康教室・健康相談を実施します。また、骨粗しょう症検診を実施し、若年層からの生活習慣の改善を進めていきます。 各種教室・女性の健康講話 :24回 骨粗しょう症検診 :3回 ほねぶと講演会 :1回
Ⅲ【安心・幸せ】生涯を通じ一人ひとりが幸せに暮らせる環境づくり	2 生涯を通じた健康づくりへの支援	①ライフステージに応じた健康づくりの推進	85	地域・職域連携の推進	市民が受診しやすい環境で自身に必要な健診や健康相談などが受けやすい環境を整備していきます。	健康増進課	子宮・乳がんを含む各種健診を昨年度同様、日曜日検診日や午前中の乳がん検診を設定。受診者の利便性を図る。また、引き続きWeb予約を充実させ、予約期間中に24時間予約ができるよう、環境を整備していきます。

基本目標	重点目標	施策の方向性	No.	施策	施策の内容	主な担当課	令和7年度事業予定
Ⅲ【安心・幸せ】生涯を通じ一人ひとりが幸せに暮らせる環境づくり	2 生涯を通じた健康づくりへの支援	①ライフステージに応じた健康づくりの推進	86	こころの健康への支援	広報紙等による知識の普及啓発と、ホームページの「こころの体温計」の利用促進を図ります。また、ゲートキーパーの養成やこころの健康相談を充実させ、サポート体制を整えます。	健康増進課	こころの健康相談を実施するとともに、相談会やこころの体温計の利活用をすすめるための広報活動を実施します。また、市民・ボランティア団体を対象にゲートキーパー養成講座を実施していきます。
Ⅲ【安心・幸せ】生涯を通じ一人ひとりが幸せに暮らせる環境づくり	2 生涯を通じた健康づくりへの支援	②妊娠・出産等に関する健康支援	87	妊産婦健康診査の公費負担の拡充	母体や胎児の健康を確保し、妊娠・出産にかかる経済的負担の軽減を図るため、妊産婦健康診査の公費負担を拡充します。	こども家庭センター	引き続き、妊産婦健康診査の交付負担を継続します。
Ⅲ【安心・幸せ】生涯を通じ一人ひとりが幸せに暮らせる環境づくり	2 生涯を通じた健康づくりへの支援	②妊娠・出産等に関する健康支援	88	妊娠・周産期の健康づくり	妊産婦とその配偶者を対象とした「ハローベビー教室」の開催、母子健康手帳交付時のパンフレット配布等を通して、妊娠中の健康管理や育児に関する指導を行います。	こども家庭センター	引き続き、ハローベビー教室の開催とパンフレット等の配布を継続します。
Ⅲ【安心・幸せ】生涯を通じ一人ひとりが幸せに暮らせる環境づくり	2 生涯を通じた健康づくりへの支援	②妊娠・出産等に関する健康支援	89	訪問指導、産後ケア事業、乳幼児健診の実施	生後4ヶ月までの赤ちゃんがいる家庭には、委託助産師や市の助産師、保健師が訪問し、相談に応じます。訪問時の状況に応じ、育児不安軽減のため産後ケア事業に繋がります。該当する家庭には健診の通知を送り、健診受診率向上を図り、乳幼児の順調な発育を促進します。	こども家庭センター	引き続き、赤ちゃん訪問や乳幼児健診、産後ケア事業の実施を継続します。

基本目標	重点目標	施策の方向性	No.	施策	施策の内容	主な担当課	令和7年度事業予定
Ⅲ【安心・幸せ】生涯を通じ一人ひとりが幸せに暮らせる環境づくり	3 あらゆる暴力の根絶	①あらゆる暴力の根絶に向けた環境づくり	90	暴力防止についての広報・啓発	国・県、その他関係機関からのリーフレット等の配布及び効果的な活用に努め、あらゆる暴力の防止に向けた広報・啓発活動を推進します。また、DVに関する相談窓口の周知など情報提供を行います。	市民協働課	市役所窓口、公共施設等にDV相談カード等を設置し、DV防止のための広報活動に努めます。 DV防止のための啓発活動を行います。また、「女性に対する暴力をなくす運動」の実施期間に合わせ、パープル・ライトアップやパネル展を行い、広く周知するよう努めます。
Ⅲ【安心・幸せ】生涯を通じ一人ひとりが幸せに暮らせる環境づくり	3 あらゆる暴力の根絶	①あらゆる暴力の根絶に向けた環境づくり	91	教職員資質能力向上の研修の実施	小美玉市教育研究会（市内公立幼小中学校教職員で構成）において、デートDVや性の多様性についての研究を推進します。 小美玉市教育研究会の研究調査事業に要する経費について補助金を交付します。	教育指導課	性暴力や性の多様性についてさらなる理解促進に努め、教職員の資質能力向上を目指します。
Ⅲ【安心・幸せ】生涯を通じ一人ひとりが幸せに暮らせる環境づくり	3 あらゆる暴力の根絶	①あらゆる暴力の根絶に向けた環境づくり	92	被害を訴える場（相談窓口）の周知活動	DVやセクハラ被害の相談窓口をより広く周知できるよう努めます。 被害者からの相談については、母子・父子自立支援員・関係機関とともに随時相談に応じ、問題解決へのアドバイスに努めます。電話対応、各支所への出張を行い、相談しやすい環境づくりに努めます。	こども家庭センター	引き続き周知を行い、相談があった場合には電話対応、出張相談、オンライン相談などを活用し、相談しやすい環境づくりに努めます。

基本目標	重点目標	施策の方向性	No.	施策	施策の内容	主な担当課	令和7年度事業予定
Ⅲ【安心・幸せ】生涯を通じ一人ひとりが幸せに暮らせる環境づくり	3 あらゆる暴力の根絶	②被害者の保護と支援	93	DV被害者の緊急時保護と自立に向けた支援の強化	被害者からの相談については、母子・父子自立支援員・関係機関とともに随時相談に応じ、問題解決へのアドバイスに努めます。また、被害者の安全確保と生活再建に向けて、関係機関等と連携調整しながら、必要に応じ施設入所等の保護を行います。	こども家庭センター	被害者からの相談については、関係機関と共に随時相談に応じ、問題解決へのアドバイスに努めます。被害者の安全確保と生活再建に向けて、関係機関等と連携調整しながら、必要に応じ施設入所等の保護を行います。
Ⅲ【安心・幸せ】生涯を通じ一人ひとりが幸せに暮らせる環境づくり	3 あらゆる暴力の根絶	②被害者の保護と支援	94	被害者の個人情報の保護	被害者の安全確保のため、住民基本台帳や学齢簿等の閲覧、住民票等の交付制限等、個人情報の保護を徹底します。	市民課	引き続き、被害者の個人情報の保護を徹底します。
Ⅲ【安心・幸せ】生涯を通じ一人ひとりが幸せに暮らせる環境づくり	3 あらゆる暴力の根絶	②被害者の保護と支援	94-2	被害者の個人情報の保護	被害者の安全確保のため、住民基本台帳や学齢簿等の閲覧、住民票等の交付制限等、個人情報の保護を徹底します。	教育指導課	引き続き、学校及び担当課における個人情報の保護を徹底します。
Ⅲ【安心・幸せ】生涯を通じ一人ひとりが幸せに暮らせる環境づくり	3 あらゆる暴力の根絶	②被害者の保護と支援	95	庁内DV対策連携体制の強化	被害者の具体的な支援策を協議、調整するため、庁内の連携体制の強化を図ります。	こども家庭センター	引き続き他部署との連携を密にし、スムーズに相談対応することに努めます。
Ⅲ【安心・幸せ】生涯を通じ一人ひとりが幸せに暮らせる環境づくり	3 あらゆる暴力の根絶	②被害者の保護と支援	96	庁内外への研修への参加促進	相談や緊急時の保護等、被害者の支援に当たり適切な対応が取れるよう、また、被害者に対する二次被害を防止するため各種研修会への積極的な派遣を行います。	こども家庭センター	相談や緊急時の保護等、被害者の支援に当たり適切な対応が取れるよう、また被害者に対する二次被害を防止するため、各種研修会への積極的な派遣を行います。
Ⅲ【安心・幸せ】生涯を通じ一人ひとりが幸せに暮らせる環境づくり	4 地域防災における男女共同参画の推進	①男女共同参画の視点に立った防災体制の強化	97	防災会議等への女性の参加	防災会議等への女性の委員登用を推進します。	防災管理課	防災会議等の女性委員が増えるように働きかけます。

基本目標	重点目標	施策の方向性	No.	施策	施策の内容	主な担当課	令和7年度事業予定
Ⅲ【安心・幸せ】生涯を通じて一人ひとりが幸せに暮らせる環境づくり	4 地域防災における男女共同参画の推進	①男女共同参画の視点に立った防災体制の強化	98	災害時、高齢者・障がい者・外国人への支援	災害時要支援者名簿を用いて、災害時の避難等における優先順位や支援における区別を明確化し、万一の事態に円滑な対応ができるよう備えます。	防災管理課	洪水ハザード・急傾斜地内の要支援者人数について社会福祉課と情報共有を図ります。
Ⅲ【安心・幸せ】生涯を通じて一人ひとりが幸せに暮らせる環境づくり	4 地域防災における男女共同参画の推進	①男女共同参画の視点に立った防災体制の強化	99	高齢者や外国人向けの防災パンフレットの周知	災害時の避難や行動など、それぞれ対象に応じたパンフレットで周知をします。	防災管理課	対象に応じてパンフレット等が配布できるように設置場所を工夫します。
Ⅳ【創る・進める】男女共同参画の推進に向けた体制づくり	1 推進体制の整備・充実	①計画の推進、進捗管理体制の整備	100	小美玉市男女共同参画推進委員会の開催	行政と市民が一体となって計画を着実に推進するため、小美玉市男女共同参画推進委員会の活動を継続します。	市民協働課	計画を着実に推進するため、男女共同参画推進委員会を継続的に開催し、計画の進捗状況について報告及び検討を行います。
Ⅳ【創る・進める】男女共同参画の推進に向けた体制づくり	1 推進体制の整備・充実	①計画の推進、進捗管理体制の整備	101	計画の進捗状況の調査・公表	毎年度、事業の実施状況、目標達成状況を調査・確認し、進捗状況について、市ホームページにて公表します。	市民協働課	計画の進捗状況の取りまとめを行い、広報紙や市ホームページを通して、情報公開を行います。
Ⅳ【創る・進める】男女共同参画の推進に向けた体制づくり	1 推進体制の整備・充実	②市民・事業者・民間団体等との連携・協働	102	市民・事業者・民間団体等の自主的な取組への支援	男女共同参画に取り組みやすい環境づくりを事業者等に働きかけるため、子育て支援に積極的に取り組む「くるみん認定」「プラチナくるみん認定」企業の取組事例の紹介等、情報提供に努めます。	商工観光課	市ホームページを活用し情報提供を行います。
Ⅳ【創る・進める】男女共同参画の推進に向けた体制づくり	1 推進体制の整備・充実	②市民・事業者・民間団体等との連携・協働	103	関係機関との連携	男女共同参画推進計画の着実な推進を図るため、関係機関との連携を強化し、講演会やセミナー、啓発事業等を協力して行う体制づくりに努めます。	市民協働課	自主的に取り組みを行っている団体等の情報を収集し、ネットワークづくりに努めます。国、県、近隣市町村等の男女共同参画の施策について情報収集を行い、整合性に配慮しながら施策の実現へ反映できるよう努めます。